

事務連絡

平成31年2月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
国立教育政策研究所教育課程研究センター

新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付
及び「学習指導要領ウェブサイト」リニューアルについて

平成31年1月21日付け事務連絡「新しい学習指導要領の周知・広報用の資料等について」により新しい学習指導要領のリーフレット等についてお知らせしたところですが、下記のとおり、新しい学習指導要領のリーフレットを含む「新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」を全小・中学校等（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校小・中学部を含む。以下同じ。）に送付することとなりましたので、お知らせします。また、同事務連絡により予告したとおり、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」を本年2月13日にリニューアルオープンしましたので、併せてお知らせします。

都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の小・中学校等に対し、指定都市教育委員会においては、所管の小・中学校等に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立小・中学校等に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属小・中学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する小・中学校等に対し、このことを周知するようお願いいたします。



なお、本事務連絡の別添1及び別添2は「新しい小学校（中学校）学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」として全小・中学校等に本年3月（予定）に文部科学省及び国立教育政策研究所から直接送付する資料一式であり、各小・中学校等において4月以降に配布・活用いただくことをお願いする予定であることを申し添えます。

記

1. 全小・中学校等向け送付物の送付対象

送付対象	送付物
<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校 ・全義務教育学校（前期課程） ・全特別支援学校小学部 	「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」（別添1）
<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校 ・全義務教育学校（後期課程） ・全中等教育学校（前期課程） ・全特別支援学校中学部 	「新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」（別添2）

2. 「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」及び「新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」の詳細（別添1・2参照）

種別	資料名	別添1 (小学校)	別添2 (中学校)	送付部数
小学校	【小学校用】お届けした資料一覧と活用例	資料①		1部
中学校	【中学校用】お届けした資料一覧と活用例		資料①	1部
小学校	「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」の送付について	資料②		1部

中学校	「新しい中学校学習指導要領の 全面実施に向けた準備資料」の 送付について		資料②	1部
共通	新しい学習指導要領周知・広報 パッケージ2019	資料③	資料③	1部
共通	学習評価に関する参考資料の作 成予定について	資料④	資料④	1部
共通	NITSのオンライン研修 「校内研修シリーズ」	資料⑤	資料⑤	1部
共通	ポスター	資料⑥	資料⑥	1部
共通	リーフレット	資料⑦	資料⑦	10部
小学校	リーフレット(ダイジェスト版) 「小学校の保護者の方へ」	資料⑧		全家庭数+ 予備
中学校	リーフレット(ダイジェスト版) 「中学校の保護者の方へ」		資料⑧	全家庭数 +予備

※ 実際に中学校等に送付する「学習評価に関する参考資料の作成予定について」の資料番号は、都合により「資料④」ではなく「資料④」となっています。

※ 実際に小・中学校等に送付する資料⑤～⑧及び資料⑤～⑧には、資料番号が付されていません。

※ 学校の管理機関（教育委員会等）に対する小・中学校等への送付物の共有は、本事務連絡の別添1及び別添2をもって代えさせていただきます。

3. 送付時期

平成31年3月（予定）

4. 送付方法

宅配便又はメール便（予定）

5. 送付物に不備等があった場合の対応について（別添3参照）

各小・中学校等に対しては、送付物に不備があった場合は、別添1資料②及び別添2資料②の裏面にあるとおり、原則としてウェブサイト掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するようお願いしていますが、100部単位での不足など各学校において対応できない不備があった場合等の問合せ先を、学校の管理機関（教育委員会等）としています。

については、所管又は所轄、及び域内の学校における送付物の不備等について別添3の様式により取りまとめた上で、文部科学省の本件担当までメールにて御報告ください。御報告後、速やかに対応します。

報告すべき不備がない場合、別添3の提出は不要です。

提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

kyokyo@mext.go.jp

提出〆切：平成31年4月22日（月）

- ※ メールの件名を「【〇〇】新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の不備について」としていただくよう、御協力をお願いします。【 】内には提出元の機関名を御記入ください（略称で結構です。）。
- ※ 御提出いただく別添3（様式）のファイル名の冒頭にも【 】を付し、【 】内に提出元の機関名を御記入ください（略称で結構です。）。

6. 「学習指導要領ウェブサイト」のリニューアルオープンについて

平成31年1月21日付け事務連絡においてお知らせしたとおり、「学習指導要領ウェブサイト」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)を2月13日（水）にリニューアルオープンしましたので、お知らせします。

7. 「学習指導要領ウェブサイト」のバナーについて（別添4参照）

平成31年1月21日付け事務連絡において、「学習指導要領ウェブサイト」のバナー（ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する画像）の活用について

てお願いしましたが、バナーの入手方法等の詳細を別添4で説明しています。
ぜひ積極的な御活用をお願いします。

8. 新しい学習指導要領の周知・広報用の資料のウェブ掲載等に関するお願い

教育委員会や学校のウェブサイトでも新しい学習指導要領の周知・広報用の資料を掲載する等、新しい学習指導要領の周知・広報に積極的に御協力いただければ幸いです。

なお、新しい学習指導要領リーフレット（別添1資料⑦及び別添2資料⑦）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のマスコット及びエンブレムを使用していますが、マスコット及びエンブレムの知的財産権の問題から、本リーフレットを教育委員会や学校のウェブサイトに直接掲載することが認められていません。本リーフレットをウェブサイトで紹介していただく場合は、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」の該当ページにリンクを貼る形で御対応いただきますようお願いいたします。

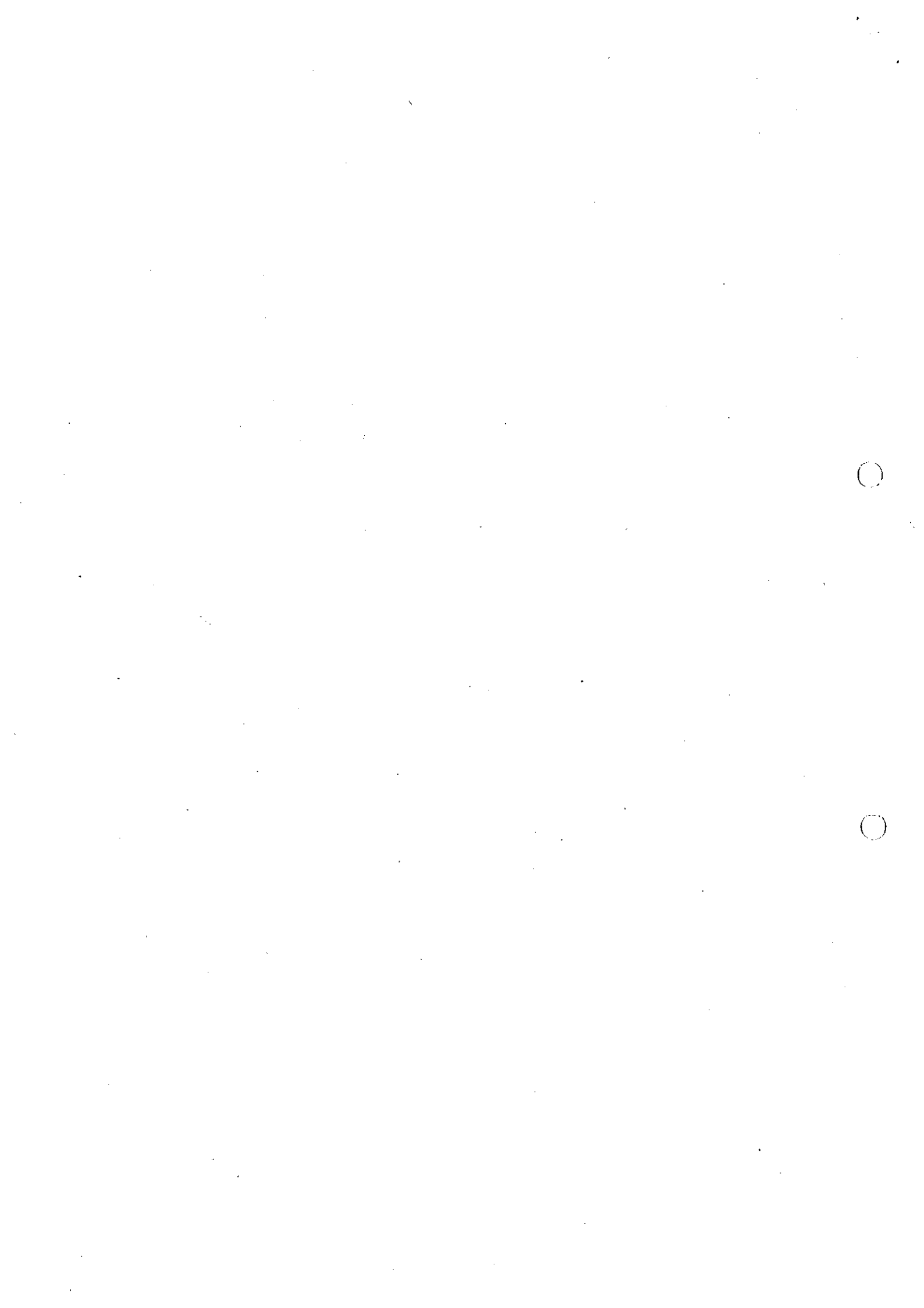
本件担当：

<下記以外について>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室（平，田代，板東，新玉）
電話：03-5253-4111（内線：4730）
FAX：03-6734-3734
E-mail：kyokyo@mext.go.jp

<別添1資料④及び別添2資料④「学習評価に関する参考資料の作成予定について」について>

国立教育政策研究所教育課程研究センター
研究開発部研究開発課指導係（高橋，奥田）
電話：03-6733-6825, 6824
E-mail：shidou2@nier.go.jp



【小学校用】お届けした資料一覧と活用例

資料①

平成31年3月
文部科学省初等中等教育局教育課程課
国立教育政策研究所教育課程研究センター

	資料名	部数	資料の内容等
①	【小学校用】お届けした資料一覧と活用例	1部	本資料のことで、裏面で紹介する送付資料の活用例を参考にしながら、各学校の実態に応じて効果的に御活用いただければ幸いです。
②	新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付について	1部	文部科学省及び国立教育政策研究所より、今回の資料送付の目的等について説明しています。また、裏面には、今回の送付物に不備があった場合の連絡方法等について示しています。
③	新しい学習指導要領周知・広報パッケージ2019	1部	多くの方々との新しい学習指導要領の趣旨・内容を共有していくための文部科学省の取組を紹介しています。「学習指導要領ウェブサイト」や動画についても紹介しておりますので、ぜひ校内での共有をお願いします。
④	学習評価に関する参考資料の作成予定について	1部	国立教育政策研究所による「学習評価に関する参考資料」の作成予定等について、本年1月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」と併せてお知らせしています。各学校の先生方に御覧いただければ幸いです。
⑤	NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」	1部	新しい学習指導要領のポイントを20分で解説する動画をNITS(独立行政法人教職員支援機構)のYouTubeチャンネルで配信しています。校内研修や教職員の自主学習に御活用ください。
⑥	ポスター	1部	保護者をはじめとする来校者の方々に御覧いただける場所に掲示していただければ幸いです。
⑦	リーフレット	10部	文部科学省が作成した新しい学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく説明した資料です。今後、文部科学省の会議等を通じて幅広く配付・展開する予定です。保護者や地域の方々も目にする機会が増えますので、学校においても内容を御確認ください。
⑧	リーフレット(ダイジェスト版)小学校の保護者の方へ	全家庭数 +予備	⑦リーフレットの重要な点をまとめたダイジェスト版です。平成31年度の在校生の保護者の方々に配付していただくようお願いします。なお、貴校の「全家庭数」を前提とした部数を送付していますので、御注意ください。 新しい学習指導要領や貴校における教育課程について保護者の方々に御理解・御協力いただけるよう、保護者の方々への配付に当たっては、本資料の裏面の活用例も御覧いただき、 児童を通じた配付にとどまらない効果的な形で配付 をお願いできれば幸いです。

※資料⑤～⑧には資料番号が付されていません。御了承ください。

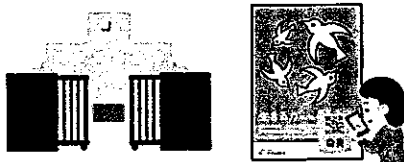
資料の電子媒体を文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載しています。併せて御活用ください。

裏面で送付資料の活用例を紹介しています。

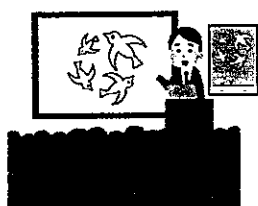
以下の例を参考にしながら、本日お届けした資料を
各学校の実態に応じて御活用ください。



ポスターを校内に掲示する。



各学校の校長先生等が、保護者等が集まる会合にて、自校の教育目標や
授業内容に加えて、新しい学習指導要領の趣旨・内容についても動画*1や
リーフレット(ダイジェスト版)等を活用して説明する。



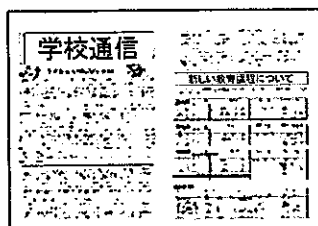
(想定される会合)

- ・自校の学校教育目標や教育課程について説明する年度当初の会合
- ・保護者の代表や地域住民が参加する学校運営に関する会合 等

(想定される内容)

- ・動画を上映して、これからの学校教育の方向性や学習指導要領の改訂について御理解いただく。
- ・リーフレット(ダイジェスト版)で新しい学習指導要領の趣旨・内容について説明した上で、自校の教育課程について説明する。

学校通信、学年通信、学級通信等に
リーフレット、ウェブサイトの内容等を
活用した記事を掲載する。



各学校のウェブサイトに文部科学省
「学習指導要領ウェブサイト」*2への
リンクバナーを貼る。



N | + S

校内研修で、国立教育政策研究所の資料や、NITSの
オンライン研修「校内研修シリーズ」の講義動画を活用する。



- *1 通信ネットワーク環境に関わらず活用していただけるよう、YouTube以外の方法(静止画のpdfファイル等)でも提供する予定です。
- *2 文部科学省「[学習指導要領ウェブサイト](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)にはリーフレットやリーフレット(ダイジェスト版)より詳しい情報が掲載されています。

平成31年3月

各小学校の先生方へ

文部科学省初等中等教育局教育課程課
国立教育政策研究所教育課程研究センター新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた
準備資料の送付について

新しい小学校学習指導要領は、いよいよ来年4月に全面実施を迎えます。先生方におかれては、新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて、準備を重ねておられることと思います。このことに深く感謝申し上げます。

文部科学省及び国立教育政策研究所においても、新しい学習指導要領の全面実施に向けて、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言などの一つ一つの施策にしっかりと取り組むとともに、学校や教師が担う業務の明確化・適正化による業務負担の軽減や学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図っているところですが、各学校での全面実施に向けた準備に御活用いただきたく、以下の資料をお届けします。

1. 新しい学習指導要領の周知・広報に関する資料（資料③⑥⑦⑧）
2. 新しい学習指導要領の全面実施に向けた先生向け資料（資料④⑤）

1. について、新しい学習指導要領の理念を実現するためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容について、学校や教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域の方々、産業界等を含め広く共有し、社会全体で子供の成長に関わっていくことが重要です。本日お届けした資料を活用して、保護者や地域の方々へ新しい学習指導要領について周知することは、各学校における今後の教育活動について御理解・御協力いただくことにつながると考えています。

2. について、新しい学習指導要領に示す資質・能力を児童一人一人がしっかりと身に付けられるよう、今後国立教育政策研究所において作成される学習評価に関する参考資料や、NITS（独立行政法人教職員支援機構）のオンライン研修「校内研修シリーズ」を活用しながら、新しい学習指導要領の下での教育活動についてさらに準備を進めていただければと思います。

未来を担う子供たちのため、これからも私共とともによりよい学校教育の実現に向けて御尽力いただくよう心からお願い申し上げます。

※本件に係る問合せ方法については裏面を御覧ください。

お届けした資料に関するQ & A

Q1. リーフレット（ダイジェスト版）に過不足がありました。

各学校の全家庭数（全児童数ではありません）を前提とした部数を送付していません。

万が一不足があった場合には、各学校において、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどの方法により御対応いただくようお願いいたします（100部単位での不足など各学校において対応できない不足が生じた場合には、各学校の管理機関（教育委員会等）に御相談ください。）。

余剰分については、各学校で御活用ください。

Q2. 資料の追加送付を希望します。

予算等の関係で、文部科学省及び国立教育政策研究所から紙媒体で資料を追加送付することができません。お届けした資料の電子媒体は全て文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載していますので、適宜御活用ください。

Q3. 上記以外について質問があります。

各学校の管理機関（教育委員会等）にお問い合わせください。

【学習指導要領ウェブサイト】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

新しい学習指導要領 周知・広報パッケージ2019

資料③



2020年度から順次始まる新しい学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新しい学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



生きる力 学びの、その先へ

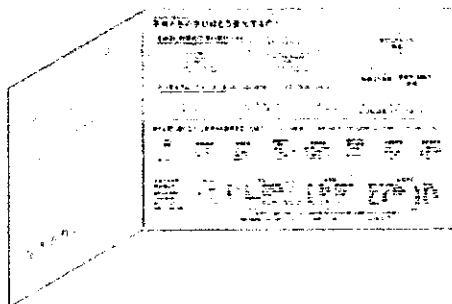
学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

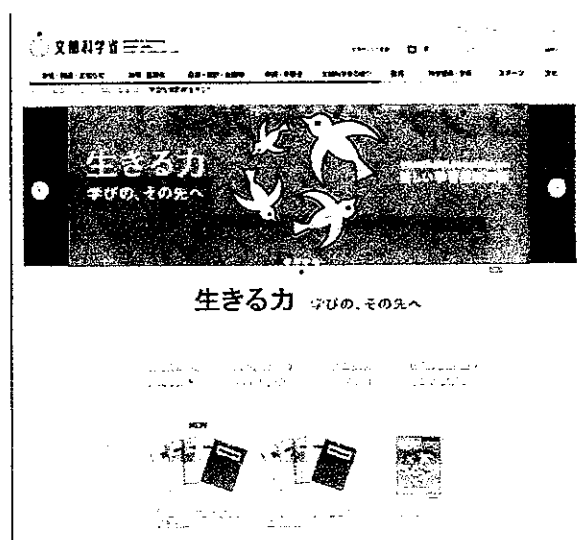


以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めています。

リーフレット



ウェブサイトのリニューアル



3分でイメージがつかめる動画



その他、ポスターなども作成しています。

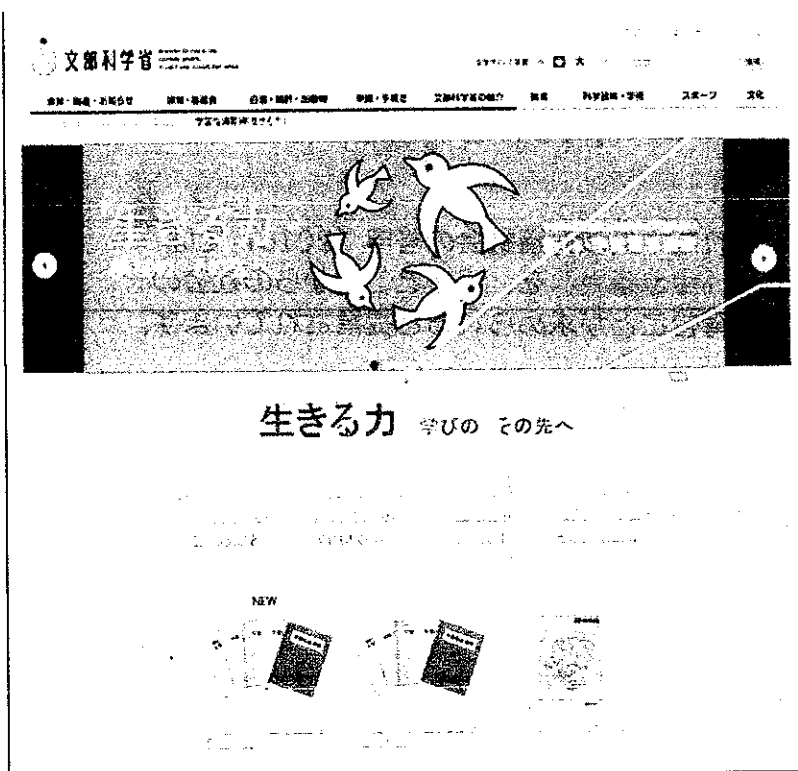
未来を担う子供たちの「生きる力」を確実に育むため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有し、子供たちの学びを社会全体で応援していくことが大切です。新しい学習指導要領の趣旨・内容を広く共有していけるよう、上記のツールを活用した周知・広報活動にぜひ御協力をお願いいたします。

2019年2月13日、

「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！



学校や教育関係者、保護者や地域の方々に
学習指導要領についてより分かりやすく伝えるため、
構成やデザイン、内容を刷新しました。



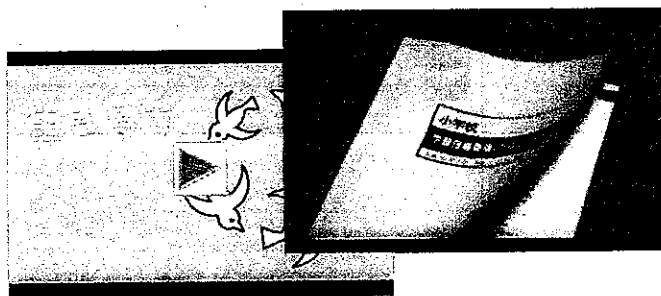
- 学習指導要領の基本的なこと
- ・ 学習指導要領とは何か
 - ・ 学習指導要領ができるまで 等

- 学習指導要領のくわしい内容
- ・ 平成29・30年改訂学習指導要領の趣旨
 - ・ 学習指導要領・解説
 - ・ 学習指導要領改訂関連資料 等

- 授業改善の参考資料
(旧「先生応援ページ」)
- ・ 指導資料
 - ・ 学習評価に関する資料 等

- 教育課程に関連する調査、事業等
- ・ 教育課程に関連する調査
 - ・ 文部科学省委託事業 等

コンテンツも充実！



3分でイメージがつかめる
新しい学習指導要領の広報動画

保護者や地域の方々に学校の教育
活動を説明する際の導入としても
お使いいただけます。



著名人へのインタビュー

各界で活躍中の著名人に、
子供の頃に学校で学んだことが
今にどうつながっているかなどを
語っていただきます。



新しい「学習指導要領ウェブサイト」はこちら！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm



平成31年3月

全国の小学校・中学校の先生方へ

国立教育政策研究所教育課程研究センター

学習評価に関する参考資料の作成予定について

平素より、国立教育政策研究所教育課程研究センターの事業に御協力いただき、誠に有り難うございます。

さて、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(別添参照)が、1月21日に取りまとめられました。同報告では、学習評価についての基本的な考え方、学習評価及び指導要録の具体的な改善の方向性が示されるとともに、学習評価の円滑な実施に向けて、当研究所で作成する学習評価に関する参考資料についても、様々な視点で改善を図ることが求められております(報告P24～25参照)。

今後、当研究所では、この指摘を踏まえて、新たな参考資料を2019年度内に作成・公表する予定ですので、お知らせいたします。

※ なお、現行学習指導要領に基づく学習評価に関する参考資料については、一般の書店等で御購入いただけるほか、当研究所のウェブサイトにも全文掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

(国立教育政策研究所ウェブサイト)

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>

児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

1. はじめに

○ 中央教育審議会においては、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」という。）をとりまとめた。

○ 答申では、「よりよい学校教育がよりよい社会をつくる」という理念を共有し、学校と社会との連携・協働を求める「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、変化の激しいこれからの社会を生きていく子供たちに必要な資質・能力（何ができるようになるか）を整理した上で、その育成に向けた教育内容（何を学ぶか）、学習・指導の改善（どのように学ぶか）、児童生徒の発達を踏まえた指導（子供一人一人の発達をどのように支援するか）、学習評価（何が身に付いたか）の在り方など、学習指導要領等の改善に向けた基本的な考え方を示している。

また、新しい学習指導要領等の下での各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。

○ 文部科学省では、本答申に示された基本的な考え方を踏まえ、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領並びに特別支援学校の幼稚園及び小学校・中学部に係る学習指導要領等を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を公示したところである。

○ 学習評価については、答申では、学習評価の重要性や観点別学習状況の評価の在り方、評価に当たった際の留意点などの基本的な考え方を整理した上で、「指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われること」を求めている。

1 特別支援学校高等部に係る学習指導要領については、本年度中に公示予定。

2 答申に向けた議論の過程においては、教育課程部会の下に設置された教科等別のワーキンググループにおいて「議論の取りまとめ」をそれぞれ行っている。これらの取りまとめにおいて各教科等の特質に応じた学習評価の在り方を整理している。

○ このような経緯の下、本部会では、答申を踏まえ、2020年度以降に順次実施される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の下での学習評価の在り方について、校長会等の関係団体のヒアリング³⁾に加え、教育研究者並びに民間の教育関係者はもとより、現役の高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取をしながら、議論を進めてきた。以下は、これまでの議論を整理し、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめたものである。

3 平成30年6月に書面によるヒアリングを行った。意見表明を行った団体は以下のとおりである。

全国連合小学校校長会、全日本中学校長会、全国高等学校校長協会、全国特別支援学校校長会、全国特別支援学級設置学校校長協会、日本私立小学校連合会、日本私立中等高等学校連合会、全国都道府県教育長協議会、指定都市教育委員会協議会、中核市教育長会、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会、日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本教職員協会、全国教育管理職員団体協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体協会、日本私立大学連盟、日本経済団体連合会、日本青年会議所

4 平成30年12月18日から平成31年1月9日まで意見募集を行い、181件の意見が寄せられた。

2. 学習評価についての基本的な考え方

答申では、「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするために、学習評価の在り方が極めて重要」として、その意義に言及している。

また、「学習評価については、子供の学びの評価にとどまらず、『カリキュラム・マネジメント』の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子供たちの学びに関わる学習評価の改善を、更に教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要」とし学習評価に関わる取組をカリキュラム・マネジメントに位置付けることの必要性に言及している。

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

○ 各学校における教育活動は、学習指導要領等に依り、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業（「学習指導」として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

5 学習評価を踏まえた改善としては、例えば、教科等・学年の各種指導計画の改善並びに、各種全体計画、教育課程編成の方針、学校のグランドデザインや学校経営方針など指導の改善や学校としての教育課程の改善に係る諸計画等が考えられる。

6 カリキュラム・マネジメントに関わる学習指導要領の規定は次のとおり。

○小学校学習指導要領（平成29年3月公示）※中学校、高等学校も同旨

第1章総則第1の4

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等樹干的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

○ 特に指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中で児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。すなわち、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

(3) 学習評価について指摘されている課題

○ 現状としては、前述したような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまいうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない、

7 平成30年8月7日に行われた第7回の本ワーキンググループにおけるとアリングでは、「先生方の負担は増えると思うのですが、学校の授業内でも、テストの際だけでもいいので、こういう点がよかった、こういう点をもう少し頑張ってもらいたい、という一言だけでも毎回頂ければ、自分を向上させるための一つのきっかけになると考えます。」（新社会人）、「通知表で数字だけ示されても分からないので、中身をもっと提示してほしいと思います。…（観点別評価ではなく）数字での評価だけでは、その評価された理由を推測することしかできないということがあります。」（高等学校三年生）といった意見が出された。

8 上記の第7回ワーキンググループにおけるとアリングでは、「私の通っていた高校では…授業中に寝たらマイナス1点、発言したらプラス1点といったように、学力とは直接関係のないことをポイント化して評価を付けているという現状が実際にありました。…これだと、能力がある子ではなくて、真面目に授業を聞く子、それから、積極的に発言する子というのが評価されてしまっていますので、それらを意欲として評価し、それによって評定値を上下させるというのは、評価の正当性に欠けていると思います。関心・意欲・態度という観点でポイントを付けたとしても、それは科目に対する意欲ではなくて、授業に真面目に取り組むという意欲なので、本来評価するべき点とすり替わってしまっていると、私は思っていました。」（大学一年生）という意見が出された。

- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次学年や次学校段階において十分に活用されていない。
- ・ といった課題も指摘されている。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

○ 本ワーキンググループでは、こうした課題に応えるとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会⁹⁾において、教師の働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、学習評価を真に意味のあるものとする観点から、前述のとおり、校長会等の関係団体のヒアリングに加え、教育研究者並びに民間の教育関係者、高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取しながら検討を行ってきた。

○ その上で、学習評価の在り方については、

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
 - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと、
 - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、
- を基本として、特に答申における指摘等を踏まえ、改善を要する点について以下に示すとおり、専門的な検討を行ってきたところである。

⁹⁾ 第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばいいのか本当に分かりにくいんです。」(高等学校三年生)という意見が出された。

¹⁰⁾ 平成30年5月に公表された教員の勤務実態調査(速報値)の結果を受け設置された。

3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

(1) 学習評価の基本的な枠組み

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである¹¹⁾。

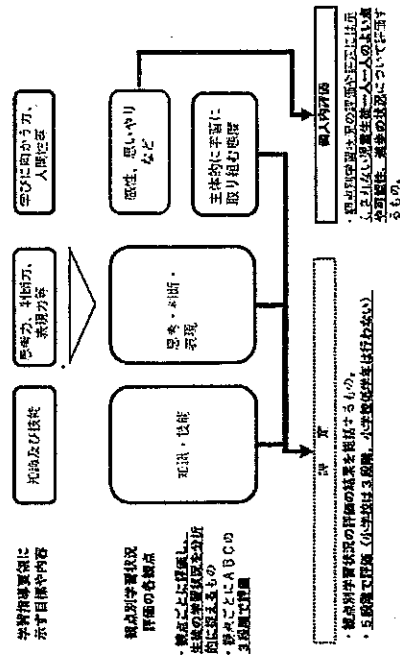
現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総合的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示されいない児童生徒一人一人のよき点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている(図1参照)。

また、外国語活動や総合的な学習の時間、特別の教科である道徳、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

【図1】

各教科における評価の基本構造

- ・ 各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標達成評価)。
- ・ したがって、目標達成評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



¹¹⁾ この図は、各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標達成評価)と、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。

¹²⁾ 一方で、入学者選抜等においては、学校の教育活動にとどまらない、児童生徒の多面的・多角的な評価が求められている。この点については、下記p.22参照。

(2) 観点別学習状況の評価の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

また、「資質・能力のパランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらな、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である」とされている。

① 観点別学習状況の評価について

○ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。

これらの資質・能力に関わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、このような学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとすることが重要である。

○ また、これまで各学校において取り組まれてきた観点別学習状況の評価やそれに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に3段階（ABC）とすることが適当である。

② 「知識・技能」の評価について

○ 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

○ このような考え方は、現行の評価の観点である「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価）においても重視してきたところであるが、新しい学習指導要領に示された知識及び技能に関わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質¹²に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

具体的評価方法としては、ペーパーテストにおいて、事後的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

③ 「思考・判断・表現」の評価について

○ 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等¹³のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けていくかどうかを評価するものである。

¹² 例えば、芸術系教科の「知識」については、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることに留意することが重要である。

¹³ その際、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月 文部科学省P37）における以下の指針を踏まえることが重要である。

「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指針するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
 - ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
 - ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程
- 各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の進みに留意することが重要である。

- このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきてきたところであるが、新学習指導要領に示された、各教科等における思考力、判断力、表現力等に関わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特徴に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

④ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申では、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である『学習に向かう力・人間性』の関係については、『学習に向かう力・人間性』には①『主体的に学習に取り組む態度』として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができると、②観点別評価や評価にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある」とされている。

また、「主体的に学習に取り組む態度」については、拳手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、児童生徒が「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげる」といった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

また、答申において、「このことは現行の『関心・意欲・態度』の観点についても同じ趣旨であるが」、上述のような「誤解が払拭しきれないのではないか、という問題点が長年指摘され現在に至ることから、『関心・意欲・態度』を改め『主体的に学習に取り組む態度』としたものである」と指摘されている。

ア) 「学習に向かう力、人間性等」との関係

- 答申では「学習に向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができると、②観点別評価や評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされており、新学習指導要領に示された、各教科等における学習に向かう力、人間性等に関わる

目標や内容の規定¹⁴を踏まえ、各教科等の特徴に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

- また、答申が指摘するとおり「学習に向かう力、人間性等」は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、学習評価と学習指導を通じて「学習に向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたって学習する基盤を形成する上で極めて重要である。

- したがって、「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際には、生涯にわたって学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。このことに関して、心理学や教育学等の学問的な発展に伴って、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力（いわゆるメタ認知）など、学習に関する自己調整にかかわるスキルなどが重視されていることにも留意する必要がある。

イ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の基本的な考え方

- 以上を踏まえ、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価することではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る評価の観点の趣旨に照らして、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

現行の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するのが、その本来の趣旨である。したがって、こうした考え方は従来から重視されてきたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

¹⁴ 各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

○ 本観点に基づき評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたことに向けて粘り強い取組を行おうとする側面と、
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結びついていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる¹⁵。その際、前述したような学習に関する自己調整にかかわるスキルなど、心理学や教育学等における学問的知見を活用することも有効である。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり¹⁶、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

○ このような考えに基づき評価を行った場合には、例えば、①の「粘り強い取組を行おうとする側面」が十分に認められたとしても、②の「自らの学習を調整しようとしている側面」が認められない場合には、「主体的に学習に取り組む態度」の評価としては、基本的に「十分満足できる」(A)とは評価されないことになる。

これは、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、ただ単に学習

¹⁵ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとはせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

¹⁶ 前述のように、知識・技能や思考・判断・表現の観点との関係を十分に考慮した上で、学習の調整が適切に行われているか検討する必要がある。

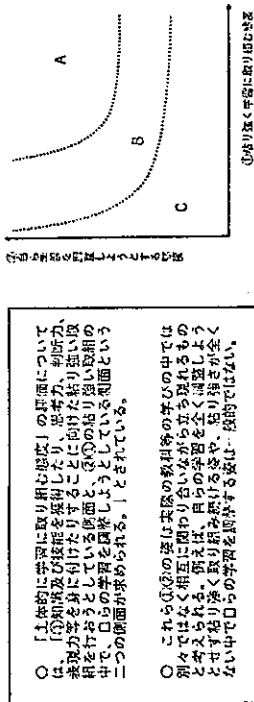
¹⁷ 例えば、知識・技能や思考・判断・表現の観点が十分満足できるものであれば、基本的には、学習の調整も適切に行われていると考えられることから、指導や評価に際して、かつて個々人の学習の進め方(学習方略)を損なうことがないよう留意すべきである。

に対する粘り強さや積極性といった児童生徒の取組のみを承認・肯定・肯定するだけではなく、学習改善に向かって自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが必要であるとの趣旨を踏まえたものである。仮に、①や②の側面について特基すべき事項がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において評価を記述することも考えられる。

(図2)

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

児童生徒の学習行動のあり方について(これまでの履修の履歴について)において



○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を習得させたり、思考力、判断力、表現力等を育成したりする場面に関わって、行うものであり、その評価の結果を、知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成に関わる教師の指導や児童生徒の学習の改善にも生かすことによりバランスのとれた資質・能力の育成を図るといふ視点が重要である。すなわち、この観点のみを取り出して、例えば挙手の回数など、その形式的態度を評価することは適当ではなく、他の観点に関わる児童生徒の学習状況と照らし合わせながら学習や指導の改善を図ることが重要である。

○ この考えに基づけば、単元の導入の段階では観点別の学習状況にばらつきが生じるとしても、指導と評価の取組を重ねながら授業を展開することにより、単元末や学期末、学年末の結果¹⁸として算出される3段階の観点別学習状況の評価については、観点ごとに大きな差が生じないものと考えられる。

¹⁸ ただし、指導内容が学年ごとに表示されていない教科においては、学年にまたがって指導する場合などが考えられる。

仮に、単元末や学期末、学年末の結果として算出された評価の結果が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について、「CCA」や「AAC」といったばらつきのあるものとなった場合には、児童生徒の実態や教師の授業の在り方などそのばらつきの原因を検討し、必要に応じて、児童生徒への支援を行い、児童生徒の学習や教師の指導の改善を図るなど速やかな対応が求められる。

- ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法
- 「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。
- また、発達の段階に照らした場合には、児童自ら目標を立てるなど学習を調整する姿が顕著にみられるようになるのは、一般に抽象的な思考力が高まる小学校高学年以降からであるとの指摘もあり、児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得る。このため、国においては、①各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点の趣旨の作成等に当たっては、児童の発達段階や各教科等の特質を踏まえて柔軟な対応が可能となるよう工夫するとともに、②特に小学校低学年・中学年段階では、例えば、学習の目標を教師が「めあて」などの形で適切に提示し、その「めあて」に向かつて自分なりに様々な工夫を行おうとしているかを評価することや、他の児童との対話を通して自らの考えを修正したり、立場を明確にして話していたりする点を評価するなど、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の工夫の取組例を示すことが求められる。

- それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫を通したり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通

じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材などの内容のまとまりの中で扱ったりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

(3) 評価の方針等の児童生徒との共有について

- これまで、評価規準や評価方法等の評価の方針等について、必ずしも教師が十分に児童生徒等に伝えていない場合があることが指摘されている¹⁹。しかしながら、どのような方針によって評価を行うのかを事前に示し、共有しておくことは、評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、児童生徒に各教科等において身に付けるべき資質・能力の具体的なイメージをもたせる観点からも不可欠であるとともに児童生徒に自らの学習の見通しをもたせ自己の学習の調整を図るきっかけとなることも期待される。
- また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。

- その際、児童生徒の発達の段階にも留意した上で、児童生徒用に学習の見通しとして学習の計画や評価の方針を事前に示すことが考えられる。特に小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝えたりするなどの工夫が求められる。

- (4) 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について
- 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

(5) 評価を行う場面や頻度について

- 平成28年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けることを求めている。しかしながら、実際に

¹⁹ 株式会社浜銀総合研究所「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」（平成29年度文部科学省委託調査）によれば、学習のねらいや評価の観点について、事前に児童生徒や保護者に伝えていない教師の割合（どちらかと言えば伝えていないと回答した教師を含む）は、小学校で40.2%、中学校で20.9%、高等学校で43.9%である。

は、毎回の授業において複数の観点の評価する運用が行われていることも多く、教師にとっては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとっても、教師からの評価を必要以上に意識してしまうため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新な発想を示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場面を設けるのではなく、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられるが、その場合には、児童生徒に対して評価方法について誤解がないように伝えておくことが必要である。

○ なお、評価については、記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなことがないようにならなければならない。

(6) 障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について

答申では、障害のある児童生徒や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒の発達を支援することの重要性を指摘している。

障害のある児童生徒については、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要があるとされている。

また、知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実を生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要であるとされている。

○ 児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領で目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童生

徒、日本語指導を必要とする児童生徒²⁰や不登校の児童生徒²¹、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

○ このうち、障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行う²²ことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善することが必要である。

²⁰ 日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、例えば、小学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月)では「ゆっくりはつきり話す、児童生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、教材の工夫」などの学習参加のための支援が例示されており、各学校においては、児童生徒の実態や学習評価の対象となる指導事項に照らして適切な方法を工夫して指導と評価を行うことが求められる。また、「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価の際には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(25文科初第928号)において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととしている。こうした学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましい。

²¹ 「不登校への対応の在り方について」(15文科初第255号)では、不登校児童生徒について、学習状況の把握に努めることが学習支援や進路指導を行う上で重要であり、学校が把握した学習計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、児童生徒や保護者等に伝えることが児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとしている。その上で、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載すること求められるものではないとし、学習状況の把握の状況に応じてそれを文章記述すること、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるとしている。

²² 障害のある児童生徒の指導については、例えば、小学校学習指導要領においても、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」(第1章総則第3の2(1)ア)、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」(同第2章各教科の「第3 指導計画と内容の取扱い」)とされている。

- ・ 知的障害者である児童生徒に対しては、教育を行う特別支援学校の各教科²³において、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。
- ・ 障害のある児童生徒について、個別の指導計画に基づく評価等が行われる場合があることを踏まえ、こうした評価等と指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を学習や指導の改善につなげることに重点を置くこととする。

(7) 指導要録の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

- ① 高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて
- 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校によっては、その取組に差があり、形骸化している場合があるとの指摘もある。文部科学省が平成29年度に実施した委託調査では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は13.3%にとどまる²⁴。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から、今後国が発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知（以下、「指導要録等の改善通知」という）の「高等学校及び特別支援学校高等学校の指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

²³ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、今回の特別支援学校学習指導要領の改訂において、小・中学校等との学びの連続性を重視する観点から、小・中学校等の各教科と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたところ。

²⁴ 平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」（平成30年1月、株式会社浜銀総合研究所）

② 指導要録の取扱いについて

- 教師の勤務実態などを踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととする。
- ・ 具体的には、国において、以下の点について今後発出する指導要録等の改善通知などにおいて示すことが考えられる。
 - ・ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものであり、日常の指導の場面で、評価についてのフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要である。これに伴い、指導要録における文章記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については要点を箇条書きとするなど、必要最小限のものにとどめる。
 - ・ 小学校外国語活動の記録については、現在第5学年・第6学年においては、観点別にそれぞれの学習状況を個別に文章で記述する欄を設けているが、新しい学習指導要領の下での第3学年・第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入することとする。
- 各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するいわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、城内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとすることが可能であることを明示する。

- 教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することは不可欠であり、設置者である各教育委員会において学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要がある。とりわけ、現在CBT化が検討されている全国学力・学習状況調査をはじめ、様々な学習に関するデータが記録・蓄積されるようになること、こうしたデータについて、進学や転校等に際してデータ・ポータビリティの検討が求められる。各学校設置者においては、こうした点も視野に入れながら、ICT環境整備を行うとともに、電子的に記録された様々な学習情報の保護と活

用についても検討していくことが求められる。

③観点別学習状況の評価と評定の取扱い²⁵について

○ 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総合的に捉える評定の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、個人内評価として実施するものとされている。

このうち、評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に準拠した評価を中心に行うこととされていた取扱いが、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。

○ このように「観点別学習状況の評価」と「評定」については指導と評価の一体化の観点から見た場合には、それぞれ次のような役割が期待されている。

・ 各教科の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」は、児童生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点が課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。

・ 各教科の観点別学習状況の評価を総合的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

○ また評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものでもあり、児童生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられてきており、また、高等学校の入学選抜やAO・推薦入試を中心とした大学の入学選抜、奨学金の審査でも用いられている等、広く利

²⁵ 現在、評定は観点別学習状況の評価を教科全体の学習状況を段階別に（小学校では1から3の三段階、中学校以上では1～5の五段階）総括したものであるが、観点別学習状況の評価自体も、各教科の単元や題材などのまとまりごとの学習状況を段階別に（A、B、Cの三段階）総括したものである。したがって、何らかの学習状況を段階別に総括する点においては、観点別学習状況の評価も評定の一環であることには留意が必要である。

用されている。

○ 一方で現状の課題としては、いまだに評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総合的に評価するものであるという趣旨が十分浸透しておらず、児童生徒や保護者の関心が評定や学校における相対的な位置付けに集中し、評定を分析的に捉えることにより、学習の改善を要する点どこにあるかをきめ細かに示す観点別学習状況の評価に本来的に期待される役割が十分発揮されていないと指摘されている。

また、評定が入学選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なるため、児童生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、「観点別学習状況の評価」を活用することが重要との指摘もある。

○ こうした指摘等を踏まえると、国においては、評定を引き続き指導要領上に位置付けることとした上で、指摘されている課題に留意しながら、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が発揮されるようにすることが重要である。具体的には、今後発出する指導要録の通知において、様式等の工夫を含めた改善を行い、その趣旨を関係者にしっかりと周知していく必要がある。

また、指導要録の改善に伴い、高等学校入学選抜や大学入学選抜等において用いられる調査書を見直す際には、観点別学習状況の評価について記載することで、一人一人に着目した、よりきめの細かい入学選抜のために活用していくことが考えられる。

○ 観点別学習状況の評価をどのように評定に総括するかについては、従来より、評定の決定方法は、各学校で定めることとされてきたところであり²⁶、今後もその方針を継承することとした上で、国立教育政策研究所が作成する学習評価の参考資料において、その取扱いの考え方を示すことが適当である。なお、評定をどのように用いるのかについては、通知表における扱いについては各学校において、また、入学選抜における扱いについては選抜を行う

²⁶ 平成22年5月11日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」では、「（観点別学習状況）において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める」とされている。

大学や高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な在り方を検討することが求められる²⁷。

(8) 学習評価の高等学校入学選抜・大学入学選抜での利用について

答申では、「評価にあたっての留意点等」として「次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学選抜、大学入学選抜の質的改善が図られるようにはする必要がある」としている。

○ 学校教育法施行規則第90条第1項においては「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」と規定されており、同規定に基づき、高等学校入学選抜においては、中学校において指導要録の記載に基づいて作成される調査書及び学力検査の成績等の資料が利用されている。

○ 平成30年度公立高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査によると、調査書の利用の比重は選抜方法によって異なるが、推薦入試における学力把握の重要な資料となっているほか、一般入試においても学力検査と同程度の比重で位置付けられるなど、入学選抜に大きな影響を与えている。

○ 高等学校入学選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用することについては、主に以下のメリットがあると考えられる。

- ・ 学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができること。
- ・ 学力検査当日の一時点での成績だけでなく、中学校の一定期間における学習評価を踏まえることで、当該生徒の学力をより正確・公平に把握することができること。
- ・ 学力検査では把握することが難しい観点も含め、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点をバランスよく把握することができること。

○ 一方、地域によっては、以下のような課題も指摘されている。

²⁷ 調査書等に従来の総合的な評定だけでなく、観点別学習状況の評価を記載することにより、例えば、大学入学選抜において、大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、特に「思考・判断・表現」を重視して、この観点に傾斜をつけた評定を算出することなども可能となる。

・ 中学校の通常の授業で行われる日常的な評価が、厳格な公平性が求められる入学選抜に利用されるため、教師が評価材料の収集や記録、保護者への説明責任を果たすことに労力を費やす一方で、学習評価を児童生徒の学習改善や教師の指導の改善につなげていくという点がおそろそろになっている場合もある。

・ 例えば、中学校の途中で成績が不振であった生徒が学習改善に取り組んだ場合でも、それまでの成績が入学選抜において考慮される場合、成績不振だった期間が調査書に影響し、高等学校入学選抜時の学力が十分に評価されることが難しい仕組み²⁸となっている場合もある。

・ 中学生が、入学時から常に「内申点をいかに上げるか」を意識した学校生活を送らざるを得なくなっている状況もあり、例えば、授業中の話合いや生徒会で意見を述べるときに教師の意向を踏まえたり、本意でなく授業中に拳手したり、生徒会の役員に立候補したりするなど、自由な議論や行動の抑制につながっている場合もある。

○ 中学校における学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、高等学校入学選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学選抜において調査書が大きな比重を占めていることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えていると考えられる。

○ 高等学校及びその設置者においては、このような現状も踏まえ、以下の観点から入学選抜について改善を図っていく必要がある。

- ・ 高等学校入学選抜については、答申において「中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育んでいく新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ること」が求められている。新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学選抜の質的改善を図るため、改めて入学選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要である。

・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討することが必

²⁸ 平成30年に文部科学省が聴取した結果によれば、高等学校入学選抜に係る調査書において、中学校3学年にわたる評定を記入（比重が均等でない場合を含む）することとしている都道府県は41件であり、全体の87%を占めている。

要である。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図っていくことが必要である。

・ 入学選抜の改善に当たっては、新しい学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、働き方改革の観点からは、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、高等学校入学選抜のために必要な情報の整理や市町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ることが重要である。

○ また、大学の入学選抜においても、今後の議論を通じて、各大学のアドミSSION・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう、調査書を適切に活用することが必要である。その際、指導要領の簡素化の議論を踏まえ、指導要領を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、大学入学選抜で必要となる情報を整理した上で、検討していくことが求められる。

(9) 外部試験や検定等の学習評価への利用について

○ 学習評価を進めていく上では、通常の授業で教師が自ら行う評価だけでなく、全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験等、その他外部試験等の結果についても、児童生徒の学習状況を把握するため用いることで、教師が自らの評価を補充したり、必要に応じて修正したりしていくことは重要である。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることがもとより、児童生徒が受検した検定試験の結果等から、児童生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることが考えられる。

その際、学習評価は学習指導要領に規定する目標及び内容に照らして、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点から行われるものであることに十分留意する。すなわち、各種の試験や検定等については、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなかったり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなかったりすることもあることから、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要であり、外部試験等の結果は、教師が学習評価を行う際の補充材料であることに十分留意すべきである。

○ なお、例えば、地域のスポーツクラブにおける活動や各種の習い事、趣味に関する活動等、児童生徒が学校外で行う多様な活動については、必ずしも教師が把握することが求められるものではなく、在籍する学校における評価の対象になるものではない。そのため、こうした事項については、同じ資格等であっても、学校によって指導要録や調査書への記載の有無が異なる等の指摘もある。生徒が在籍する学校から提出される調査書は、あくまでも学校における活動の記録であることに留意することなく、生徒一人一人の多面的・多角的な姿を考慮するよう、本人からの提出書類²⁹、申告等を通じて確認するなどの工夫が求められる。

4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

答申では、「学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。」としている。また「教員が学習評価の質を高めることができる環境づくり」の観点からの研修の充実等、学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備として、教員の養成や研修を通じた教員の資質・能力の向上、指導体制の整備・充実等を求めている。

(1) 国立教育政策研究所に求められる取組について

○ 国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（以下「参考資料」という。）について、以下のような視点で改善を図る。

- ・ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標及び内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、評価規準の作成に関わっては、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、各教科等の特質に応じて、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする。
- ・ 参考資料に示す評価方法については、例えば観点別学習状況の評価を判

²⁹ 「平成33年度大学入学選抜抜実施要項の見直しに係る予告」では、志願者本人の記載する資料等において、大学は「活動報告書」等の積極的な活用を努めることとしており、その内容には「学校内外で意欲的に取り組んだ活動」等が把握できる様式イメージを例示している。

断した参考例を適切に示すなど各学校における学習評価の信頼性及び妥当性の向上を促すことが重要である。その際、参考資料に示す事例を参考にしつつも各学校において創意工夫ある学習指導や学習評価が行われるよう、その柔軟性に配慮した取扱いや周知を考えることも併せて重要である。

・ 現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとに整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を超えた長期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を越えた長期的な視点に立った評価事例を掲載することも検討する。

・ 学習評価については、学校全体で組織として学習評価やその結果を受けた学習指導の工夫改善の取組を促すとともに、教育課程や校内体制の改善などを促すカリキュラム・マネジメントも併せて重要であり、このような点に配慮した参考資料の示し方も検討する。

(2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について

○ 各教育委員会等においては、本報告や今後、国が示す学習評価及び指導要領の改善の通知等を踏まえつつ、教員研修や各種参考資料の作成に努めることが求められる。

○ 各学校においては、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ることや、教務主任や研究主任を中心に学年会や教科等部会等の校内組織を活用するなどして、組織的かつ計画的な取組に努めることが求められる。

○ また、学校の実態に応じ、効果的・効率的に評価を行っていく観点から、デジタル教科書やタブレット、コンピュータ、録音・録画機器等のEdtechを適切に活用することで、例えば、グループに分かれたディスカッションでの発言や共同作業におけるグループへの貢献、単元を通じた理解状況の推移など、教師一人で見取りし取りしていくことが困難な児童生徒の様々な活動や状況を記録したり、共有したりしていくことも重要である。その際、教師にとって使い勝手の良いデジタル機器やソフトウェア等の導入を進めることは、評価の質を高める観点から有効である。各地方公共団体や教育委員会等においては、現場のニーズを十分に反映できるような発注の仕方を考え

ていくとともに、それらの前提となるICT環境の整備を進めていくことが求められる。また、民間事業者においても、学校や教師のニーズを十分に踏まえた技術の開発が期待される。³⁰

○ また、教員養成課程においては、新しい学習指導要領下での学習評価が円滑に実施されるよう、学習評価を位置付けたカリキュラムや各教科指導における学習評価に関する指導の充実などが必要である。

(3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について

答申では、「社会に開かれた教育課程」を目指す学習指導要領の理念の共有に向け、あらゆる媒体を通じて、新学習指導要領等の内容を社会全体に広く周知することを求めている。

○ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す観点からは、国において、今回の学習評価の意義やその改善の趣旨について、パンフレットの作成などを通じて学校の教職員や保護者はもとより広く一般に周知をしていくことも重要である。

○ 冒頭に述べたとおり、学習評価の改善は、教育課程の改善並びにそれに基づく授業改善の一連のサイクルに適切に位置付くことが重要であり、周知に当たっては、そうした点に十分配慮することが求められる。

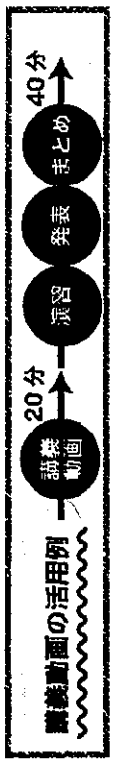
³⁰ なお、第6回の本ワーキンググループにおいて、タブレット等を活用して、児童一人一人の学習の履歴を踏まえた指導や評価を可能にする仕組みについて、奈良教育大学及び富士通株式会社による発表が行われた。

NITSの オンライン研修「校内研修シリーズ」

教職員支援機構では、教職員のみなさまに、多様な研修機会を提供することを目的として、インターネット上の動画配信サイト「YouTube」を利用して、20分の講義動画を配信しています。

動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。

校内研修を60分と想定し、20分で学べる講義動画としていますので、校内研修の最初に視聴していただき、次のような流れで活用いただくことも可能です。



校内研修シリーズ

まずは、講義動画を
ウェブサイトでチェック

検索

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
学校通アセスメント (学校評価の視点から)	学校通アセスメントII (学校評価の視点から)	チーム学校の実践を目指して	キャリア教育	道徳教育	学校のビジョンと戦略	キャリア教育	新しい学びのデザインと 学びの場づくり	学習指導要領	教育と法II(生徒指導)	教育と法II(生徒指導)	教育と法II(生徒指導)

④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
自立活動	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると	特別支援教育の視点から 見ると

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んで、アクセス！

校内研修
シリーズ
QRコード

新学習
指導要領
QRコード

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター 調査企画課広報課
〒101-0047 東京都千代田区千代田1丁目2番10号 羽成ビル5階
電話：03-6811-0755 Eメール：t-online@mi.nits.go.jp



13 生徒指導
駒国外国語大学 教授 前井 博

14 自殺予防
関西外国語大学 教授 新井 博

15 教育現場に向き合うマナジメントの形成
神戸外国語大学 専任教授 藤原 博

31 教師のメンタルヘルスマネジメント
兵庫県立大学 専任教授 藤村 正樹

32 学校安全（総論）
東野学園大学 教授 藤原 正樹

33 研修の企画・運営・評価
神戸大学 教授 藤原 正樹

16 人材育成とコーチング
神戸外国語大学 専任教授 藤村 正樹

17 特別支援教育の実践
神戸大学 教授 藤村 正樹

18 総合的な学習の時間のカリキュラム・マナジメント
神戸大学 教授 藤村 正樹

34 新学習指導要領を具現化した
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

35 言語活動
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

36 外国人児童生徒等に対する
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

19 学校運営マネジメント
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

20 特別支援教育総論
神戸大学 教授 藤村 正樹

21 カリキュラム・マナジメントとは
神戸大学 教授 藤村 正樹

37 学校教育の情報化
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

38 体力向上マナジメント
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

39 教育と法
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

22 生活安全
大阪教育大学 教授 藤田 大輔

23 近頃の子どもたちをどう育てるか
大阪教育大学 教授 藤田 大輔

24 「HBM」に向けた学習者から
教師へと変化する学びの
大阪教育大学 教授 藤田 大輔

40 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

41 キャリア教育の実践
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

42 消費者教育
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

25 「主体的・対話的で深い学び」
の実現に向けて
国学院大学 教授 田村 亨

26 災害安全
国学院大学 教授 田村 亨

27 保健教育の基礎
国学院大学 教授 田村 亨

43 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

44 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

45 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

28 幼児教育
国学院大学 教授 田村 亨

29 学校安全で迎える新しい学び
国学院大学 教授 田村 亨

30 人権教育
国学院大学 教授 田村 亨

46 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

47 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

48 教育とAI
神戸大学 専任教授 藤村 正樹

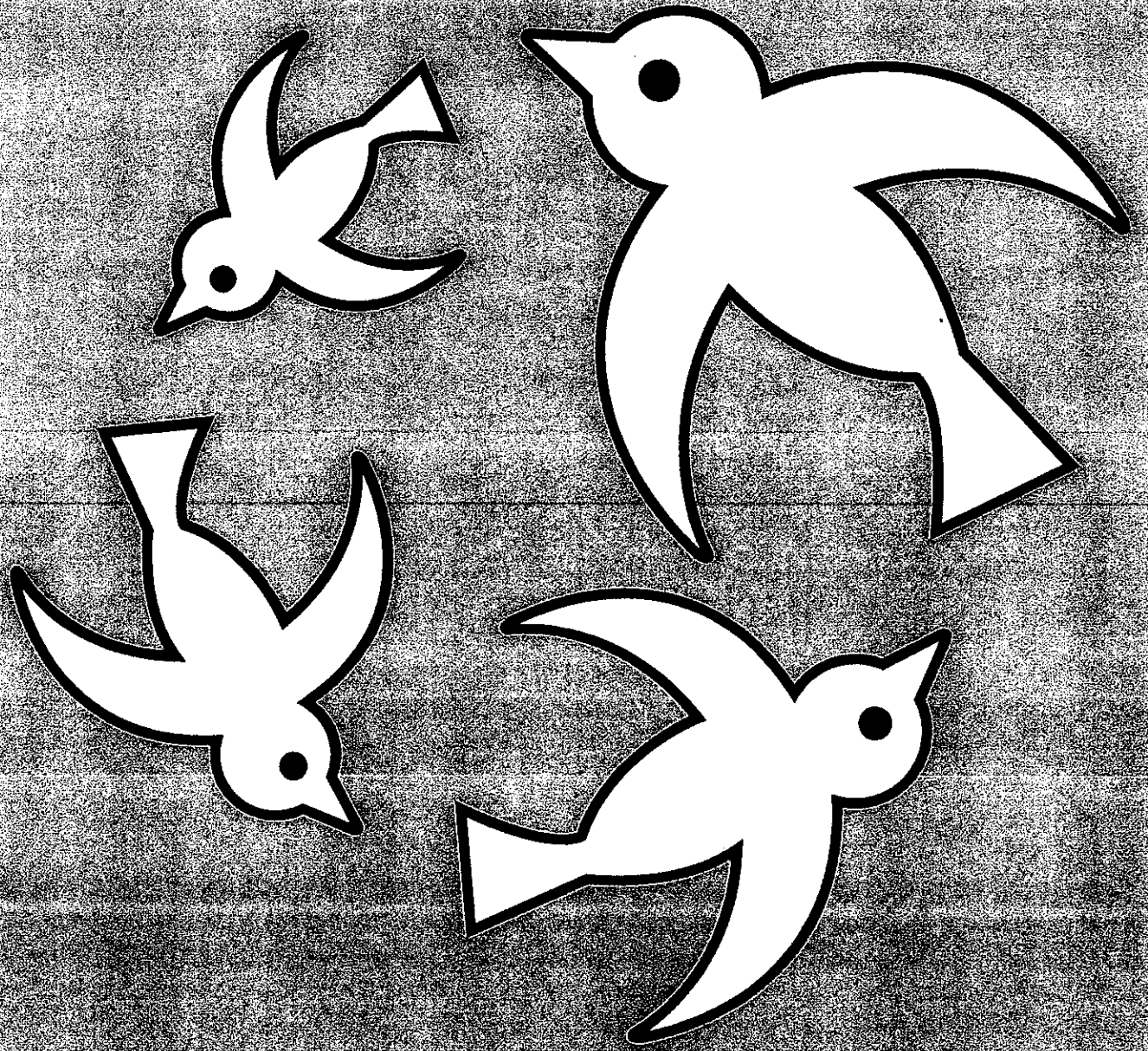
新学習指導要領編

校内研修シリーズ「新学習指導要領編」では、
小学校等の新学習指導要領改訂のポイントを説明しています。

まずは、購読動画を
ウェブサイトでご覧ください

校内研修 新学習指導要領編 検索

※送付するポスターはA2サイズです。



生きる力 学びの 先の先へ

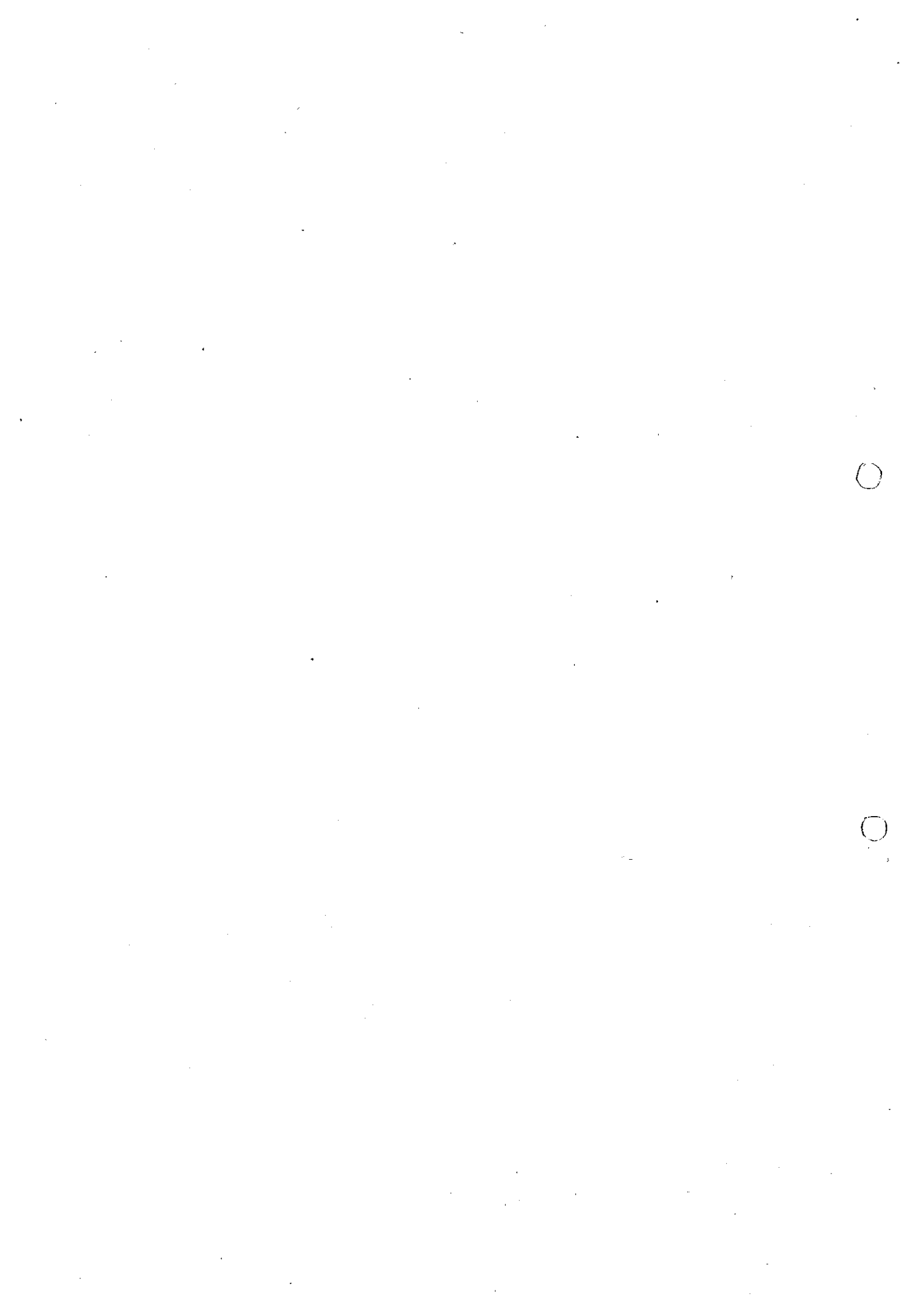
学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、子供の学びが進化します。新しい学習指導要領（小学校、2020年度、中学校、2020年度、高等学校、2022年度）が、幼稚園、2021年度、新しい幼稚園教育要領（次）、特別支援学校（小・中）、高等学校学習指導要領が、すべて更新。

子供の未来を支える皆さまと共有したい
新しい学習指導要領



文部科学省



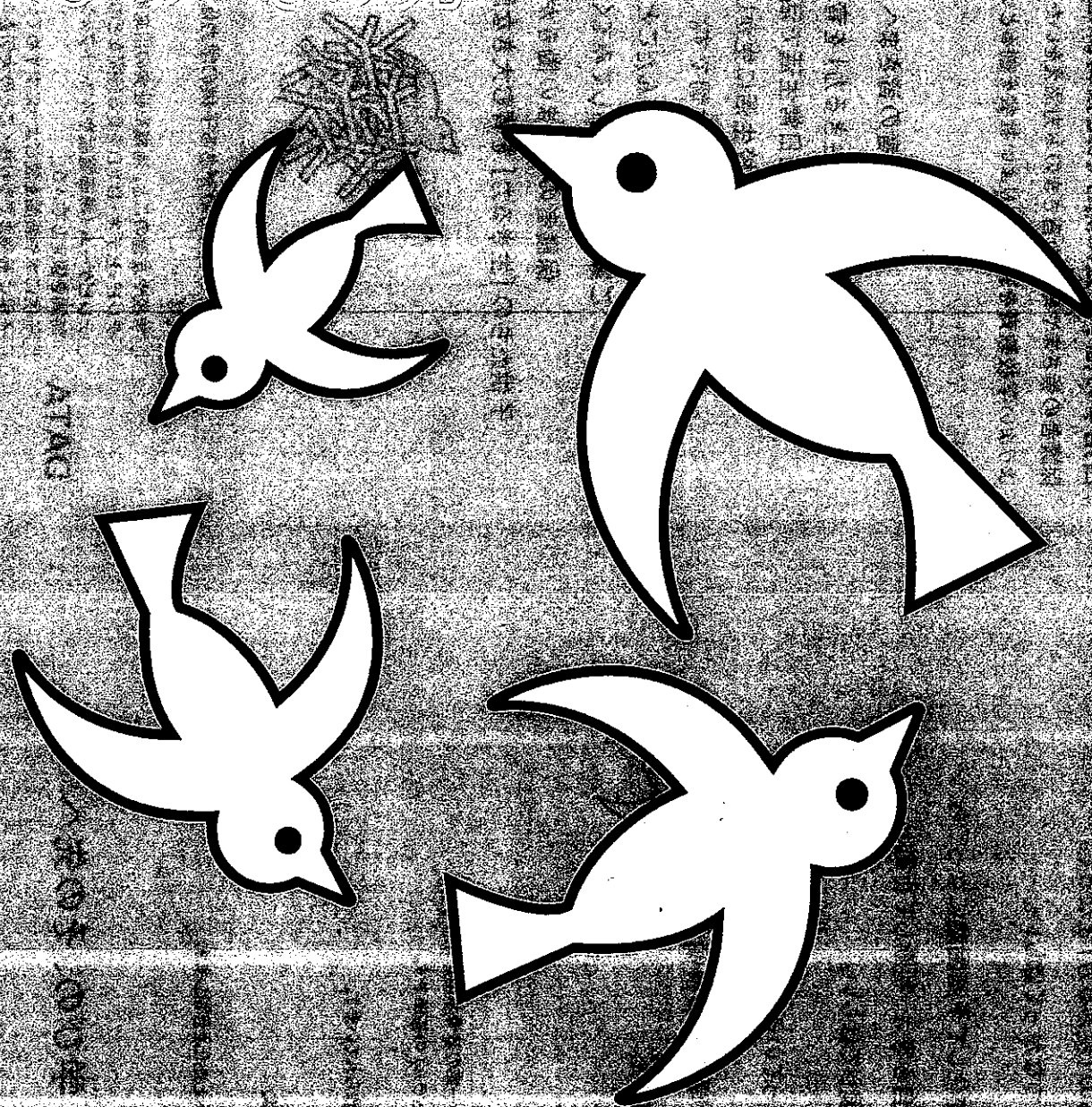


子供の未来を支える皆さまと共有したい

新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



学校で学ぶことが、面白く、そして将来につながるように、
子供の学びが進化。まず、新しい学習指導要領。スタート。

小学校 2020年度～ 中学校 2021年度～ 高等学校 2022年度

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていききたい。

2020年度から始まる新しい「学習指導要領」には、そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に一度、改訂しています。

子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

これまで大切にされてきた、子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、これからも変わることはありません。

一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共にしながら、子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

目指すのは「社会に開かれた教育課程」の実現

保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えをいただきたきながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成していきます。

保護者の皆さまへ

子供たちの「生きる力」を育むには、学校での学びを日常生活で活用したり、ご家庭での経験を学校生活に生かしたりすることが、とても大切です。

お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。



保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向があります。例えば……

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が深い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかり伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなどの役に立つ人間になることを重視している。

（平）年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な調査分析に関する調査研究

DATA

「生きる力」を育むために

子供たちの学びは どう進化するの？

主体的・対話的で深い学び

(アクティブ・ラーニング)

一つ一つの知識がつながり、「わかった」「おもしろい」と思える授業に

見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に

周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

学んだことを人生や社会に生かそうとする

学びに向かう力、人間性など



実際の社会や生活で生きて働く
未知の状況にも対応できる

知識及び技能
思考力、判断力、表現力など

カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

学校教育の効果を常に検証して改善する

教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる

地域と連携し、よりよい学校教育を目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、**三つの力をバランスよく育みます。**

新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

プログラミング教育

コンピュータがプログラムによって動かし、社会で活用されていることを体験し、学習します。

外国語教育

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

道徳教育

自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

言語能力の育成

国語を基として全ての教科等で子供たちの言葉の力を育みます。

理数教育

知識、実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

伝統や文化に関する教育

我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

主権者教育

社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

消費者教育

自立した消費を営むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習します。

子供たちが学ぶ教科等は？

本字が新設・変更部分です。その他の教科等についても、育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。

幼児期の教育

遊びや生活の中で生きる力の基礎を培います。

小学校

- ・国語
- ・社会(3~6年)
- ・算数
- ・生活(1,2年)
- ・音楽
- ・図画工作
- ・家庭(5,6年)
- ・理科(3~6年)
- ・外国語(5,6年)
- ・特別の教科 道徳
- ・外国語活動(3,4年)
- ・総合的な学習の時間(3~6年)
- ・特別活動



【特別の教科「道徳」では、児童生徒がいかに成長し力を発揮するかに寄り添って、学び、励ますための丁寧な(記述式)を行います。教室の手え方を押し付けたり、評価を当てはめたりしません。

中学校

- ・国語
- ・社会
- ・数学
- ・理科
- ・音楽
- ・美術
- ・保健体育
- ・技術・家庭
- ・外国語
- ・特別の教科 道徳
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動



高等学校

- 各学科に共通する各教科等
- ・国語
- ・地理歴史
- ・公民
- ・数学
- ・理科
- ・保健体育
- ・芸術
- ・外国語
- ・家庭
- ・情報
- ・理数
- ・総合的な学習の時間
- ・職業
- ・工業
- ・商業
- ・農業
- ・福祉
- ・体育
- ・特別活動



主として専門学科において開設される各教科

- ・音楽
- ・看護
- ・工業
- ・商業
- ・農業
- ・福祉
- ・体育
- ・家庭

特別支援学校 小学校部

特別支援学校 中学校部

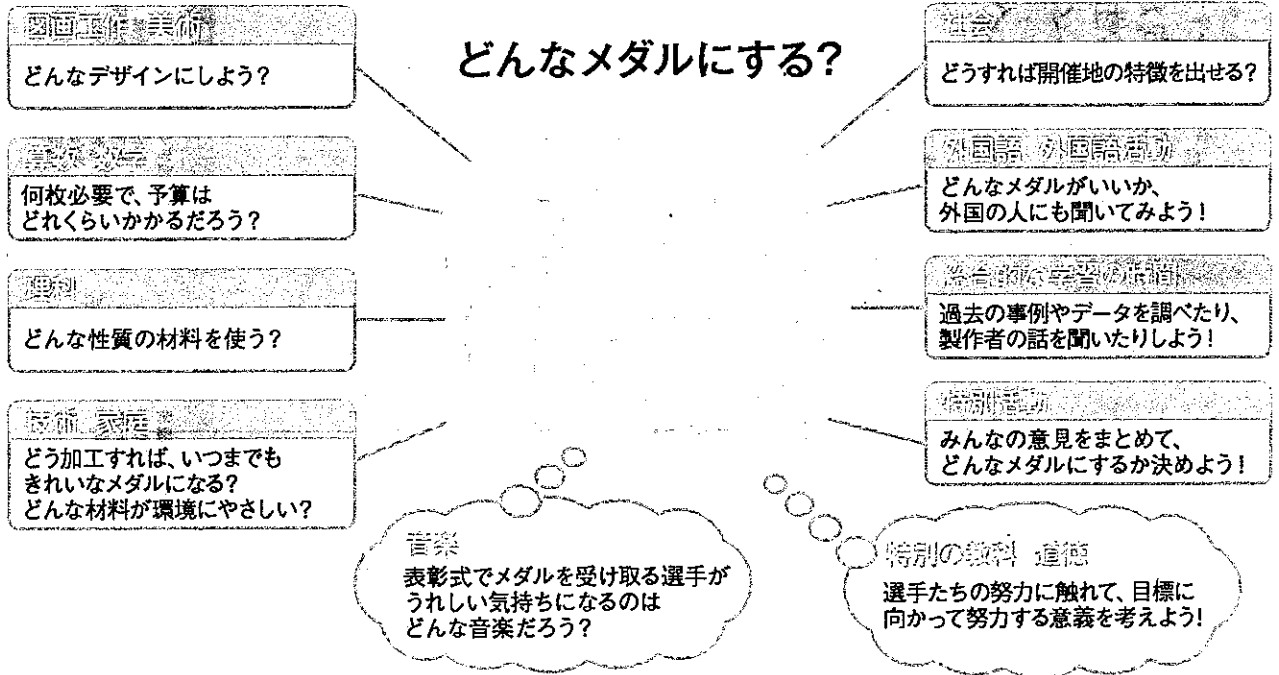
特別支援学校 高等学校部

上記の教科のほか、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」、知的障害のある子供のための音楽科等もあります。

特別支援教育 幼児期から高等学校段階まで、全ての学校で障害に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

オリンピック・パラリンピックのメダルをどう作るなら

新しい学習指導要領では、社会に出てからも学んだことを生かせるような学校教育を目指します。
各教科等を通じて得た力は、将来どのように生かされるのでしょうか？
「オリンピック・パラリンピックのメダルづくり」というテーマで例を示してみました。



国語 このような話合いや説明資料の作成にも、国語を要とする全ての教科等の学び（言語活動）が生かされています。

実際のオリンピック・パラリンピックのメダルにも、各教科等を通じて得た力が生かされています。

2012年
ロンドン（英国）開催
ロンドンを流れるテムズ川をモチーフにした曲線を使用したメダル

1998年
長野（日本）開催
日本の伝統技術や文化を生かした漆、蒔絵、七宝のメダル

2016年
リオデジャネイロ（ブラジル）開催
視覚障害者に配慮し金銀銅で異なる音の鳴るメダル（パラリンピック）



東京2020オリンピック・パラリンピックでは、使用済み携帯電話など小型家電から抽出したリサイクル金属で製作する予定です。



日本政府



くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！
URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01

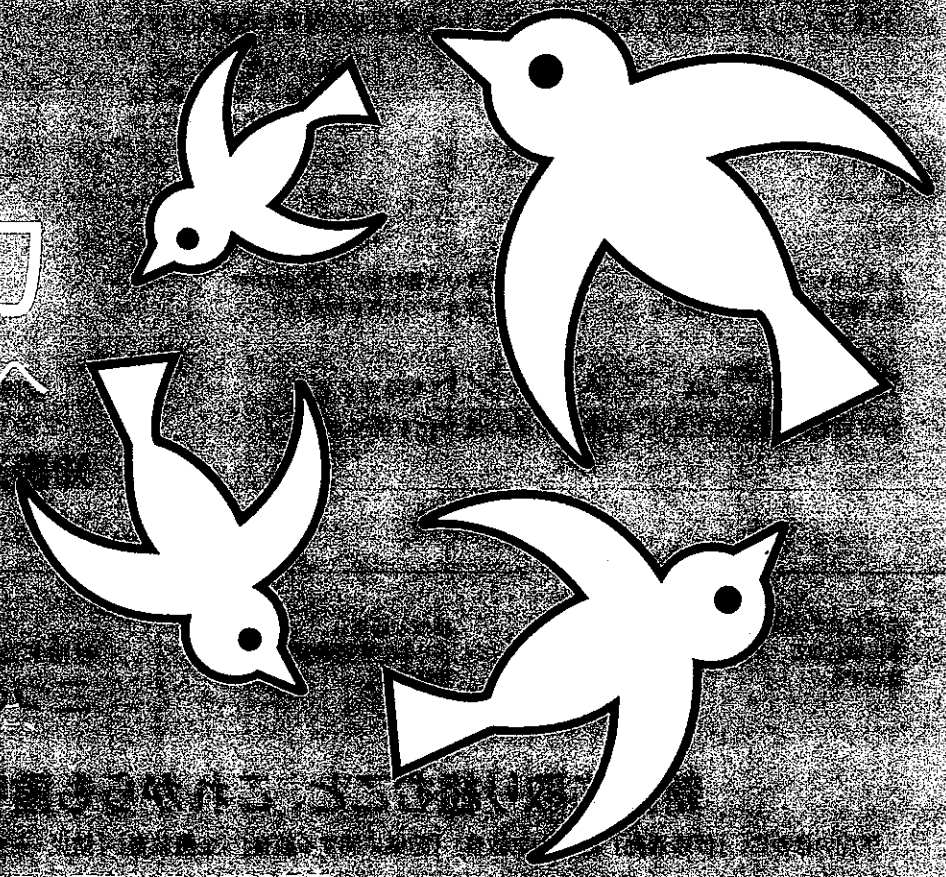


文部科学省

初等中等教育局教育課程課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111 (代表)

生きる力

享ひの、その先へ



● 学校で学んだことが
明日、そして将来につながるように
子供の学びが進化します。
新しい学習指導要領 スタート。

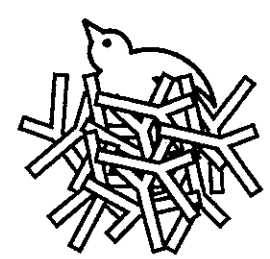
小学校：2020年度～単年学校：2021年度～高等学校：2022年度

改訂に込められた願い

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、
それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

新しい「^{がくしゅうしどうようりょう}学習指導要領」には、そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは？

全国どここの学校でも一定の教育水準が保てるよう、
文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）
の基準です。およそ10年に一度改訂され、これを基
に子供たちの教科書や時間割が作られます。

小学校で学ぶ教科等は？

太字が新設・変更部分です。他の教科等についても、
育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。
※2018年度から一部先行実施しています

- ・国語
- ・社会(3～6年)
- ・算数
- ・理科(3～6年)
- ・生活(1,2年)
- ・音楽
- ・図画工作
- ・家庭(5,6年)
- ・体育
- ・外国語(5,6年)
- ・**特別の教科 道徳**
- ・**外国語活動(3,4年)**
- ・総合的な学習の時間(3～6年)
- ・特別活動

くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01



文部科学省

初等中等教育局教育課程課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111 (代表)

「生きる力」を育むために

子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング) の視点から

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、
「わかった!」「おもしろい!」
と思える授業に

周りの人たちと共に考え、
学び、新しい発見や豊かな
発想が生まれる授業に

学んだことを人生や
社会に生かそうとする

学びに向かう力、
人間性など



見通しをもって、粘り強く
取り組む力が身に付く授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや
生活に生かす力を育む授業に

カリキュラム・マネジメントを確立して
教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

実際の社会や
生活で生きて働く
知識及び技能

未知の状況にも
対応できる
**思考力、判断力、
表現力**など

学校教育の効果を
常に検証して
改善する

教師が連携し、
複数の教科等の
連携を図りながら
授業をつくる

地域と連携し、
よりよい学校教育を
目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、
三つの力をバランスよく育みます。

新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

プログラミング 教育

コンピュータがプログラムに
よって動き、社会で
活用されていることを
体験し、学習します。

外国語教育

「聞くこと」「読むこと」
に加えて、「話すこと」
「書くこと」の力を育みます。

道徳教育

自分ごととして
「考え、議論する」
授業などを通じて
道徳性を育みます。

言語能力の 育成

国語を要として
全ての教科等で
子供たちの言葉の
力を育みます。

理数教育

観察、実験などにより問題を
科学的に解決する学習活動や、
データを分析し、課題を解決する
ための統計教育を充実します。

伝統や文化に 関する教育

我が国や郷土が
育んできた日本の
伝統や文化を学びます。

主権者教育

社会の中で自立し、
他者と連携・協働して
社会に参画する
力を育みます。

消費者教育

自立した消費者を育むため、
買物の仕組みや
消費者の役割などに
ついて学習します。

特別支援 教育

全ての学校で障害に
応じた指導を行い、
一人一人の能力や
可能性を最大限に
伸ばします。

【特別の教科 道徳】では、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。
特定の考え方を押し付けたり、評価を入試で使ったりしません。

お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、
子供たちの「生きる力」を育む
大きな原動力になります。
保護者の働きかけがある
子供の学力は高いという
傾向があります。

例えば…

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。

（平成29年度全国学力・学習状況調査も活用した専門的評価分析に関する調査研究）

【中学校用】お届けした資料一覧と活用例

資料①

平成31年3月
文部科学省初等中等教育局教育課程課
国立教育政策研究所教育課程研究センター

資料名	部数	資料の内容等
① 【中学校用】お届けした資料一覧と活用例	1部	本資料のことで、裏面で紹介する送付資料の活用例を参考にしながら、各学校の実態に応じて効果的に御活用いただければ幸いです。
② 新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付について	1部	文部科学省及び国立教育政策研究所より、今回の資料送付の目的等について説明しています。また、裏面には、今回の送付物に不備があった場合の連絡方法等について示しています。
③ 新しい学習指導要領周知・広報パッケージ2019	1部	多くの方々との新しい学習指導要領の趣旨・内容を共有していくための文部科学省の取組を紹介しています。「学習指導要領ウェブサイト」や動画についても紹介しておりますので、ぜひ校内での共有をお願いします。
④ 学習評価に関する参考資料の作成予定について	1部	国立教育政策研究所による「学習評価に関する参考資料」の作成予定等について、本年1月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」と併せてお知らせしています。各学校の先生方に御覧いただければ幸いです。
⑤ NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」	1部	新しい学習指導要領のポイントを20分で解説する動画をNITS(独立行政法人教職員支援機構)のYouTubeチャンネルで配信しています。校内研修や教職員の自主学習に御活用ください。
⑥ ポスター	1部	保護者をはじめとする来校者の方々に御覧いただける場所に掲示していただければ幸いです。
⑦ リーフレット	10部	文部科学省が作成した新しい学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく説明した資料です。今後、文部科学省の会議等を通じて幅広く配付・展開する予定です。保護者や地域の方々も目にする機会が増えますので、学校においても内容を御確認ください。
⑧ リーフレット(ダイジェスト版)中学校の保護者の方へ	全家庭数 +予備	⑦リーフレットの重要な点をまとめたダイジェスト版です。平成31年度の在校生の保護者の方々に配付していただくようお願いいたします。なお、貴校の「全家庭数」を前提とした部数を送付していますので、御注意ください。 新しい学習指導要領や貴校における教育課程について保護者の方々に御理解・御協力いただけるよう、保護者の方々への配付に当たっては、本資料の裏面の活用例も御覧いただき、 <u>生徒を通じた配付にとどまらない効果的な形での配付</u> をお願いできれば幸いです。

※資料⑤～⑧には資料番号が付されていません。御了承ください。

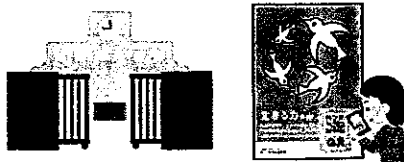
資料の電子媒体を文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載しています。併せて御活用ください。

裏面で送付資料の活用例を紹介しています。

以下の例を参考にしながら、本日お届けした資料を
各学校の実態に応じて御活用ください。



ポスターを校内に掲示する。



各学校の校長先生等が、保護者等が集まる会合にて、自校の教育目標や
授業内容に加えて、新しい学習指導要領の趣旨・内容についても動画*1や
リーフレット(ダイジェスト版)等を活用して説明する。



(想定される会合)

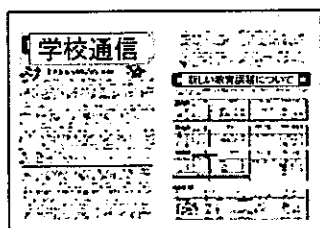
- ・自校の学校教育目標や教育課程について説明する年度当初の会合
- ・保護者の代表や地域住民が参加する学校運営に関する会合 等

(想定される内容)

- ・動画を上映して、これからの学校教育の方向性や学習指導要領の改訂について御理解いただく。
- ・リーフレット(ダイジェスト版)で新しい学習指導要領の趣旨・内容について説明した上で、自校の教育課程について説明する。



学校通信、学年通信、学級通信等に
リーフレット、ウェブサイトの内容等を
活用した記事を掲載する。



各学校のウェブサイトに文部科学省
「学習指導要領ウェブサイト」*2への
リンクバナーを貼る。



N | + =

校内研修で、国立教育政策研究所の資料や、NITSの
オンライン研修「校内研修シリーズ」の講義動画を活用する。



*1 通信ネットワーク環境に関わらず活用していただけるよう、YouTube以外の方法(静止画のpdfファイル等)でも提供する予定です。

*2 文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)にはリーフレットやリーフレット(ダイジェスト版)より詳しい情報が掲載されています。

平成31年3月

各中学校の先生方へ

文部科学省初等中等教育局教育課程課
国立教育政策研究所教育課程研究センター新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた
準備資料の送付について

新しい中学校学習指導要領は、2021年4月に全面実施を迎えます。先生方におかれては、新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて、準備を重ねておられることと思います。このことに深く感謝申し上げます。

文部科学省及び国立教育政策研究所においても、新しい学習指導要領の全面実施に向けて、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言などの一つ一つの施策にしっかりと取り組むとともに、学校や教師が担う業務の明確化・適正化による業務負担の軽減や学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図っているところですが、各学校での全面実施に向けた準備に御活用いただきたく、以下の資料をお届けします。

1. 新しい学習指導要領の周知・広報に関する資料（資料③⑥⑦⑧）
2. 新しい学習指導要領の全面実施に向けた先生向け資料（資料④⑤）

1. について、新しい学習指導要領の理念を実現するためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容について、学校や教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域の方々、産業界等を含め広く共有し、社会全体で子供の成長に関わっていくことが重要です。本日お届けした資料を活用して、保護者や地域の方々に新しい学習指導要領について周知することは、各学校における今後の教育活動について御理解・御協力いただくことにつながると考えています。

2. について、新しい学習指導要領に示す資質・能力を生徒一人一人がしっかりと身に付けられるよう、今後国立教育政策研究所において作成される学習評価に関する参考資料や、NITS（独立行政法人教職員支援機構）のオンライン研修「校内研修シリーズ」を活用しながら、新しい学習指導要領の下での教育活動についてさらに準備を進めていただければと思います。

未来を担う子供たちのため、これからも私共とともによりよい学校教育の実現に向けて御尽力いただくよう心からお願い申し上げます。

※本件に係る問合せ方法については裏面を御覧ください。

お届けした資料に関するQ & A

Q1. リーフレット（ダイジェスト版）に過不足がありました。

各学校の全家庭数（全生徒数ではありません）を前提とした部数を送付していません。

万が一不足があった場合には、各学校において、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどの方法により御対応いただくようお願いします（100部単位での不足など各学校において対応できない不足が生じた場合には、各学校の管理機関（教育委員会等）に御相談ください。）。

余剰分については、各学校で御活用ください。

Q2. 資料の追加送付を希望します。

予算等の関係で、文部科学省及び国立教育政策研究所から紙媒体で資料を追加送付することができません。お届けした資料の電子媒体は全て文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載していますので、適宜御活用ください。

Q3. 上記以外について質問があります。

各学校の管理機関（教育委員会等）にお問い合わせください。

【学習指導要領ウェブサイト】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

新しい学習指導要領 周知・広報パッケージ2019

資料③



2020年度から順次始まる新しい学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新しい学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



生きる力 学びの、その先へ

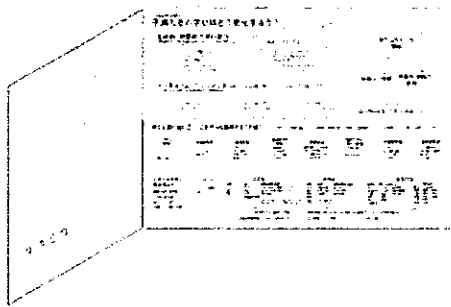
学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。



以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めています。

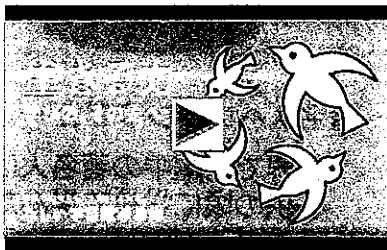
リーフレット



ウェブサイトのリニューアル



3分でイメージがつかめる動画



その他、ポスターなども作成しています。

未来を担う子供たちの「生きる力」を確実に育むため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有し、子供たちの学びを社会全体で応援していくことが大切です。新しい学習指導要領の趣旨・内容を広く共有していけるよう、上記のツールを活用した周知・広報活動にぜひ御協力をお願いいたします。

2019年2月13日、 「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！



学校や教育関係者、保護者や地域の方々に
学習指導要領についてより分かりやすく伝えるため、
構成やデザイン、内容を刷新しました。



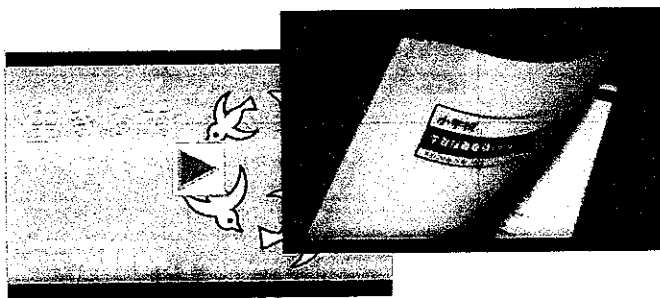
- ### 学習指導要領の基本的なこと
- ・ 学習指導要領とは何か
 - ・ 学習指導要領ができるまで 等

- ### 学習指導要領のくわしい内容
- ・ 平成29・30年改訂学習指導要領の趣旨
 - ・ 学習指導要領・解説
 - ・ 学習指導要領改訂関連資料 等

- ### 授業改善の参考資料 (旧「先生応援ページ」)
- ・ 指導資料
 - ・ 学習評価に関する資料 等

- ### 教育課程に関連する調査、事業等
- ・ 教育課程に関連する調査
 - ・ 文部科学省委託事業 等

コンテンツも充実！



3分でイメージがつかめる
新しい学習指導要領の広報動画

保護者や地域の方々に学校の教育
活動を説明する際の導入としても
お使いいただけます。



著名人へのインタビュー

各界で活躍中の著名人に、
子供の頃に学校で学んだことが
今にどうつながっているかなどを
語っていただきます。



新しい「学習指導要領ウェブサイト」はこちら！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm



平成31年3月

全国の小学校・中学校の先生方へ

国立教育政策研究所教育課程研究センター

学習評価に関する参考資料の作成予定について

平素より、国立教育政策研究所教育課程研究センターの事業に御協力いただき、誠に有り難うございます。

さて、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(別添参照)が、1月21日に取りまとめられました。同報告では、学習評価についての基本的な考え方、学習評価及び指導要録の具体的な改善の方向性が示されるとともに、学習評価の円滑な実施に向けて、当研究所で作成する学習評価に関する参考資料についても、様々な視点で改善を図ることが求められております(報告P24～25参照)。

今後、当研究所では、この指摘を踏まえて、新たな参考資料を2019年度内に作成・公表する予定ですので、お知らせいたします。

※ なお、現行学習指導要領に基づく学習評価に関する参考資料については、一般の書店等で御購入いただけるほか、当研究所のウェブサイトにも全文掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

(国立教育政策研究所ウェブサイト)

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

1. はじめに

○ 中央教育審議会においては、平成 28 年 12 月に「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」という。）をとりまとめた。

○ 答申では、「よりよい学校教育がよりよい社会をつくる」という理念を共有し、学校と社会との連携・協働を求める「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに必要な資質・能力（何ができるようになるか）を整理した上で、その育成に向けた教育内容（何を学ぶか）、学習・指導の改善（どのように学ぶか）、児童生徒の発達を踏まえた指導（子供一人一人の発達をどのように支援するか）、学習評価（何が身に付いたか）の在り方など、学習指導要領等の改善に向けた基本的な考え方を示している。

また、新しい学習指導要領等の下での各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。

○ 文部科学省では、本答申に示された基本的な考え方を踏まえ、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領並びに特別支援学校の幼稚園部及び小学部・中学部に係る学習指導要領等を、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領を公示¹したところである。

○ 学習評価については、答申では、学習評価の重要性や観点別学習状況の評価の在り方、評価に当たった際の留意点などの基本的な考え方を整理した上で、「指導要領の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものものとして行われること」を求めている。

¹ 特別支援学校高等部に係る学習指導要領については、本年度中に公示予定。

² 答申に向けた議論の過程においては、教育課程部会の下に設置された教科等別のワーキンググループにおいて「議論の取りまとめ」をそれぞれ行っている。これらの取りまとめにおいて各教科等の特質に応じた学習評価の在り方を整理している。

○ このような経緯の下、本部会では、答申を踏まえ、2020 年度以降に順次実施される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の下での学習評価の在り方について、校長会等の関係団体のヒアリング³に加え、教育研究者並びに民間の教育関係者はもとより、現役の高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取⁴をしながら、議論を進めてきた。以下は、これまでの議論を整理し、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめたものである。

³ 平成 30 年 6 月に書面によるヒアリングを行った。意見表明を行った団体は以下のとおりである。

全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学校校長会、全国特別支援学校設置学校長協会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国特別支援学校級設置学校長協会、日本私立小学校長協会、中核市教育長会、全国市町村教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、中核市教育長会、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会、日本 P T A 全国協議会、全国高等学校 P T A 連合会、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体協会、日本私立大学連盟、日本経済団体連合会、日本青年会議所

⁴ 平成 30 年 12 月 18 日から平成 31 年 1 月 9 日まで意見募集を行い、181 件の意見が寄せられた。

2. 学習評価についての基本的な考え方

答申では、「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たちが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするために、学習評価の在り方が極めて重要」として、その意義に言及している。

また、「学習評価については、子供の学びの評価にとどまらず、『カリキュラム・マネジメント』の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子供たちの学びに関わる学習評価の改善を、更に教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要」とし学習評価に関わる取組をカリキュラム・マネジメントに位置付けることの必要性に言及している。

(1) カリキュラム・マネジメントの一端としての指導と評価

○ 各学校における教育活動は、学習指導要領等に依り、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業（「学習指導」）として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善⁵、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

⁵ 学習評価を踏まえた改善としては、例えば、教科等・学年の各種指導計画の改善並びに、各種全体計画、教育課程編成の方針、学校のグランドデザインや学校経営方針など指導の改善や学校としての教育課程の改善に係る諸計画等が考えられる。

⁶ カリキュラム・マネジメントに関わる学習指導要領の規定は次のとおり。

○小学校学習指導要領（平成29年3月公示）※中学校、高等学校も同旨

第1章総則第1の4

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

(2) 主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善と評価

○ 特に指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という観点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに忠実に応じて授業の中で児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。すなわち、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の観点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

(3) 学習評価について指摘されている課題

○ 現状としては、前述したような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまいうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない、

⁷ 平成30年8月7日に行われた第7回の本ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生方の負担は増えると思うのですが、学校の授業内でも、テストの際だけでもいいので、こういう点がよかった、こういう点をもう少し頑張ってもらいたい、という一言だけでも毎回頂ければ、自分を向上させるための一つのきっかけになると考えます。」（新社会人）、「通知表で数字だけ示されても分らないので、中身をもっと提示してほしいと思います。…（観点別評価ではなく）数字での評価だけでは、その評価された理由を推測することしかできないということがあります。」（高等学校三年生）といった意見が出された。
⁸ 上記の第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「私の通っていた高校では…授業中に寝たらマイナス1点、発言したらプラス1点といったように、学力とは直接関係のないことをポイント化して評価を付けているという現状が実際にありました。…これだと、能力がある子ではなくて、真面目に授業を聞く子、それから、積極的に発言する子というのが評価されてしまいますので、それらを意欲として評価し、それによって評定値を上下させるとするのは、評価の正当性に欠けていると思います。関心・意欲・態度という観点でポイントを付けたとしても、それは科目に対する意欲ではなくて、授業に真面目に取り組むという意欲なので、本来評価するべき点とすり替わってしまっていると、私は思っていました。」（大学一年生）という意見が出された。

3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

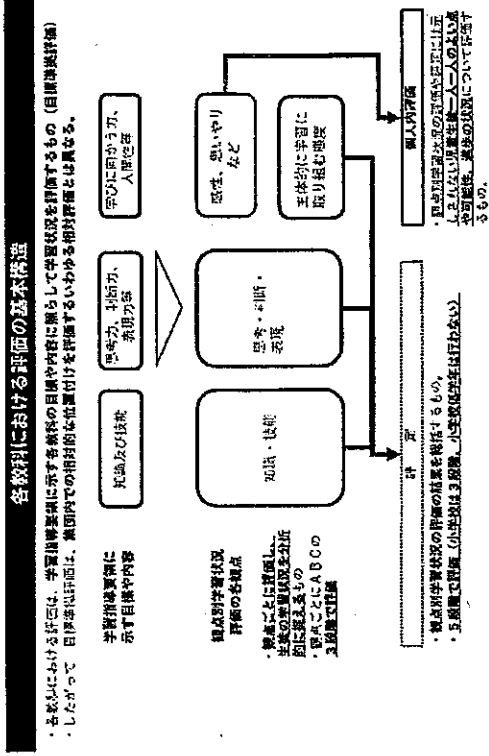
(1) 学習評価の基本的な枠組み

○ 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである¹¹。

現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総合的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている（図1参照）。

また、外国語活動や総合的な学習の時間、特別の教科である道徳、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

〔図1〕



※この図は、図中の黒い「学習」の枠内や黒い「学習」の枠外で示した学習指導要領の目標や内容を参考に作成したものである。

一方で、入学者選抜等においては、学校の教育活動にとどまらず、児童生徒の多面的・多角的な評価が求められている。この点については、下記 p.22 参照。

- 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- 相当な労力をかけて記述した指導要領が、次学年や次学校段階において十分に活用されていない、といった課題も指摘されている。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

○ 本ワーキンググループでは、こうした課題に 대응するとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会⁹⁾において、教師の働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、学習評価を真に意味のあるものとする観点から、前述のとおり、校長会等の関係団体のヒアリングに加え、教育研究者並びに民間の教育関係者、高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取しながら検討を行ってきた。

○ その上で、学習評価の在り方については、

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと、
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、

を基本として、特に答申における指摘等を踏まえ、改善を要する点について以下に示すとおり、専門的な検討を行ってきたところである。

⁹ 第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。」（高等学校三年生）という意見が出された。

¹⁰ 平成30年5月に公表された教員の勤務実態調査（速報値）の結果を受け設置された。

(2) 観点別学習状況の評価の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要領の様式を改善することが必要」とされている。

また、「資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うっていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行うっていくことが必要である」とされている。

① 観点別学習状況の評価について

○ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。

これらの資質・能力に関わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、このような学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生かせるものとすることが重要である。

○ また、これまで各学校において取り組まれてきた観点別学習状況の評価やそれに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に3段階（ABC）とすることが適当である。

② 「知識・技能」の評価について

○ 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

○ このような考え方は、現行の評価の観点である「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価）においても重視してきたところであるが、新しい学習指導要領に示された知識及び技能に関わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質¹²に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

③ 「思考・判断・表現」の評価について

○ 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等¹³のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けていくかどうかを評価するものである。

¹² 例えば、芸術系教科の「知識」については、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることに留意することが重要である。

¹³ その際、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月 文部科学省P37）における以下の指針を踏まえることが重要である。

「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指針するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

- ・ 物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程

- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程

- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の追いに留意することが重要である。

- このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたところであるが、新学習指導要領に示された、各教科等における思考力、判断力、表現力等に関わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

④「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

容申では、『主体的に学習に取り組む態度』と、資質・能力の柱である『学びに向かう力・人間性』の関係については、『学びに向かう力・人間性』には①『主体的に学習に取り組む態度』として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができるところと、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人の上のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある」とされている。

また、「主体的に学習に取り組む態度」については、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、児童生徒が「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげる」といった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

また、容申において、「このことは現行の『関心・意欲・態度』の観点についても同じ趣旨であるが」、上述のような「誤解が払拭しきれないのではないかと、という問題点が長年指摘され現在に至ることから、『関心・意欲・態度』を改め『主体的に学習に取り組む態度』としたものである」と指摘されている。

ア)「学びに向かう力、人間性等」との関係

- 容申では「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができるところと、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされており、新学習指導要領に示された、各教科等における学びに向かう力、人間性等に関わる

目標や内容の規定⁴を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

- また、容申が指摘するとおり「学びに向かう力、人間性等」は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、学習評価と学習指導を通じて「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基礎を形成する上でも極めて重要である。

- したがって、「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際には、生涯にわたり学習する基礎を培う視点をもつことが重要である。このことに関して、心理学や教育学等の学問的な発展に伴って、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力（いわゆるメタ認知）など、学習に関する自己調整にかかわるスキルなどが重視されていることにも留意する必要がある。

イ)「主体的に学習に取り組む態度」の評価の基本的な考え方

- 以上を踏まえると、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る評価の観点の趣旨に照らして、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

現行の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもち、ことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するのが、その本来の趣旨である。したがって、こうした考え方は従来から重視されてきたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

⁴ 各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

○ 本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けた
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが¹⁵求められる。

○ ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる¹⁶。その際、前述したような学習に関する自己調整にかかわるスキルなど、心理学や教育学等における学問的知見を活用することも有効である。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり¹⁷、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

○ このような考え方に基づき評価を行った場合には、例えば、①の「粘り強い取組を行おうとする側面」が十分に認められたとしても、②の「主体的に学習に取り組む態度」の評価としては、基本的に「十分満足できる」(A)とは評価されないことになる。

これは、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、ただ単に学習

¹⁵ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとはせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

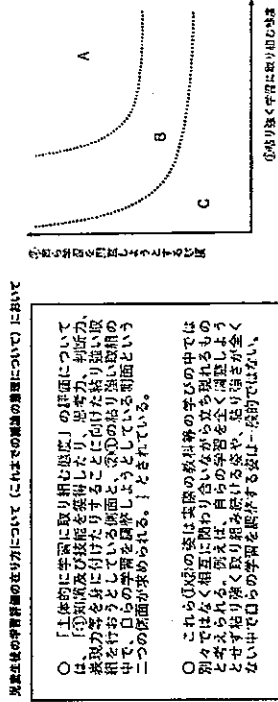
¹⁶ 前述のように、知識・技能や思考・判断・表現の観点との関係を十分に考慮した上で、学習の調整が適切に行われているか検討する必要がある。

¹⁷ 例えば、知識・技能や思考・判断・表現の観点¹⁸が十分満足できるものであれば、基本的には、学習の調整も適切に行われていると考えられることから、指導や評価に際して、かつて個々人の学習の進め方(学習方略)を損なうことがないよう留意すべきである。

に対する粘り強さや積極性といった児童生徒の取組のみを承認・肯定するだけではなく、学習改善に向かって自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが必要であるとの趣旨を踏まえたものである。仮に、①や②の側面について特筆すべき事項がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において評価を記述することも考えられる。

【図2】

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ



○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を習得させたり、思考力、判断力、表現力等を育成したりする場面に関わって、行うものであり、その評価の結果を、知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成に関わる教師の指導や児童生徒の学習の改善にも生かすことによりバランスのとれた資質・能力の育成を図るといふ視点が重要である。すなわち、この観点のみを取り出して、例えば筆算の回数など、その形式的態度を評価することは適当ではなく、他の観点に関わる児童生徒の学習状況と照らし合わせながら学習や指導の改善を図ることが重要である。

○ この考え方に基けば、単元の導入の段階では観点別の学習状況にばらつきが生じるとしても、指導と評価の取組を重ねながら授業を展開することにより、単元末や学期末、学年末の結果¹⁸として算出される3段階の観点別学習状況の評価については、観点ごとに大きな差は生じないものと考えられる。

¹⁸ ただし、指導内容が学年ごとに表示されていない教科においては、学年にまたがって指導する場合などが考えられる。

仮に、単元末や学期末、学年末の結果として算出された評価の結果が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について、「CCA」や「AAC」といったばらつきのあるものとなった場合には、児童生徒の実態や教師の授業の在り方などそのばらつきの原因を検討し、必要に応じて、児童生徒への支援を行い、児童生徒の学習や教師の指導の改善を図るなど速やかな対応が求められる。

- ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法
- 「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。

- また、発達の段階に照らした場合には、児童自ら目標を立てるなど学習を調整する姿が顕著にみられるようになるのは、一般に抽象的な思考力が高まる小学校高学年以降からであるとの指摘もあり、児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得る。このため、国においては、①各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点の趣旨の作成等に当たっては、児童の発達段階や各教科等の特質を踏まえて柔軟な対応が可能となるよう工夫するとともに、②特に小学校低学年・中学年段階では、例えば、学習の目標を教師が「めあて」などの形で適切に提示し、その「めあて」に向かって自分なりに様々な工夫を行おうとしているかを評価することや、他の児童との対話を通して自らの考えを修正したり、立場を明確にして話していきたりする点を評価するなど、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の工夫の取組例を示すことが求められる。

- それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通

じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の観点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

(3) 評価の方針等の児童生徒との共有について

- これまで、評価規準や評価方法等の評価の方針等について、必ずしも教師が十分に児童生徒等に伝えていない場合があることが指摘されている¹⁹。しかしながら、どのような方針によって評価を行うのかを事前に示し、共有しておくことは、評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、児童生徒に各教科等において身に付けるべき資質・能力の具体的なイメージをもたせさせる観点からも不可欠であるとともに児童生徒に自らの学習の見直しをもたせさせる学習の調整を図るきっかけとなることも期待される。
- また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。

- その際、児童生徒の発達段階にも留意した上で、児童生徒用に学習の見直しとして学習の計画や評価の方針を事前に示すことが考えられる。特に小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝えたりするなどの工夫が求められる。

- (4) 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について
- 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」とし、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

(5) 評価を行う場面や頻度について

- 平成28年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けることを求めている。しかしながら、実際に

¹⁹ 株式会社浜銀総合研究所「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」(平成29年度文部科学省委託調査)によれば、学習のねらいや評価の観点について、事前に児童生徒や保護者に伝えていない教師の割合(どちらかと云えば伝えていない)と回答した教師を含む)は、小学校で40.2%、中学校で20.9%、高等学校で43.9%である。

は、毎回の授業において複数の観点の評価を評価する運用が行われていることも多く、教師にとっては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとっても、教師からの評価を必要以上に意識してしまうため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新な発想を示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場面を設けるのではなく、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることとも考えられるが、その場合には、児童生徒に対して評価方法について誤解がないように伝えておくことが必要である。

○ なお、評価については、記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなことがないようになさなければならない。

（6）障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について

答申では、障害のある児童生徒や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒の発達を支えることの重要性を指摘している。

障害のある児童生徒については、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達段階に応じた指導を一層充実させていく必要があるとされている。

また、知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実を生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要であるとされている。

○ 児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領で目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童生

徒、日本語指導を必要とする児童生徒²⁰や不登校の児童生徒²¹、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

○ このうち、障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行う²²ことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善することが必要である。

²⁰ 日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、例えば、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）では「ゆっくりはきり話す、児童生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、教材の工夫」などの学習参加のための支援が例示されており、各学校においては、児童生徒の実態や学習評価の対象となる指導事項に照らして適切な方法を工夫して指導と評価を行うことが求められる。また、「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価の際には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（25文科初第928号）において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととしている。こうした学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とも共有し、籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましい。

²¹ 「不登校への対応の在り方について」（15文科初第255号）では、不登校児童生徒について、学習状況の把握に努めることが学習支援や進路指導を行う上で重要であり、学校が把握した学習計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、児童生徒や保護者等に伝えることが児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとしている。その上で、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを目指すものではないとし、学習状況の把握の状況に応じてそれを文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるとしている。

²² 障害のある児童生徒の指導については、例えば、小学校学習指導要領においても、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」（第1章総則第3の2（1）ア）、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」（同第2章各教科の「第3 指導計画と内容の取扱い」）とされている。

- ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科²³においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。
- ・ 障害のある児童生徒について、個別の指導計画に基づく評価等が行われる場合があることを踏まえ、こうした評価等と指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を学習や指導の改善につなげることに重点を置くこととする。

(7) 指導要録の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

- ①高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて
- 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校によっては、その取組に差があり、形骸化している場合があるとの指摘もある。文部科学省が平成29年度に実施した委託調査では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は13.3%にとどまる²⁴。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から、今後国が発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知（以下、「指導要録等の改善通知」という）の「高等学校及び特別支援学校高等学校指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

²³ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、今回の特別支援学校学習指導要領の改訂において、小・中学校等との学びの連続性を重視する観点から、小・中学校等の各教科と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたところ。

²⁴ 平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」（平成30年1月、株式会社浜銀総合研究所）

②指導要録の取扱いについて

- 教師の勤務実態などを踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととする。
- ・ 具体的には、国において、以下の点について今後発出する指導要録等の改善通知などにおいて示すことが考えられる。
 - ・ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものであり、日常の指導の場面で、評価についてのフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要である。これに伴い、指導要録における文章記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については要点を箇条書きとすなど、必要最小限のものにとどめる。
 - ・ 小学校外国語活動の記録については、現在第5学年・第6学年においては、観点別にそれぞれの学習状況を個別に文章で記述する欄を設けているが、新しい学習指導要領の下での第3学年・第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入することとする。
- 各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するいわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、城内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとすることが可能であることを明示する。

- 教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することは不可欠であり、設置者である各教育委員会において学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要がある。とりわけ、現在CBT化が検討されている全国学力・学習状況調査をはじめ、様々な学習に関するデータが記録・蓄積されるようになること、こうしたデータについて、進学や転校等に際してデータ・ポータビリティの検討が求められる。各学校設置者においては、こうした点も視野に入れながら、ICT環境整備を行うとともに、電子的に記録された様々な学習情報の保護と活

用についても検討していくことが求められる。

③ 観点別学習状況の評価と評定の取扱い²³⁾について

○ 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総合的に捉える評定の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示されないう児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、個人内評価として実施するものとされている。

このうち、評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に定める目標に準拠した評価を中心に行うこととされていた取扱いが、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に改められ、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。

○ このように「観点別学習状況の評価」と「評定」とについては指導と評価の一体化の観点から見た場合には、それぞれ次のような役割が期待されている。

・ 各教科の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」は、児童生徒がそれぞれどの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。

・ 各教科の観点別学習状況の評価を総合的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

○ また評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものであり、児童生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられてきており、また、高等学校の入学選抜やAO・推薦入試を中心とした大学の入学選抜、奨学金の審査でも用いられている等、広く利

²³⁾ 現在、評定は観点別学習状況の評価を教科全体の学習状況を段階別に（小学校では1から3の三段階、中学校以上では1～5の五段階）総括したものであるが、観点別学習状況の評価自体も、各教科の単元や題材などのまとまりごとでの学習状況を段階別に（A、B、Cの三段階）総括したものである。したがって、何らかの学習状況を段階別に総括する点においては、観点別学習状況の評価も評定の一環であることには留意が必要である。

用されている。

○ 一方で現状の課題としては、いまだに評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総合的に評価するものであるという趣旨が十分浸透しておらず、児童生徒や保護者の関心が評定や学校における相対的な位置付けに集中し、評定を分析的に捉えることにより、学習の改善を要する点とどこにあるかをきめ細かに示す観点別学習状況の評価に本来的に期待される役割が十分発揮されていないと指摘されている。

また、評定が入学選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なるため、児童生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、「観点別学習状況の評価」を活用することが重要との指摘もある。

○ こうした指摘等を踏まえると、国においては、評定を引き続き指導要録上に位置付けることとした上で、指摘されている課題に留意しながら、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が発揮されるようにすることが重要である。具体的には、今後発出する指導要録の通知において、様式等の工夫を含めた改善を行い、その趣旨を関係者にしつかりと周知していく必要がある。

また、指導要録の改善に伴い、高等学校入学選抜や大学入学選抜等において用いられる調査を見直す際には、観点別学習状況の評価について記載することで、一人一人に着目した、よりきめの細かい入学選抜のために活用していくことが考えられる。

○ 観点別学習状況の評価をどのように評定に総括するかについては、従来より、評定の決定方法は、各学校で定めるところとされてきたところであり²⁶⁾、今後もその方針を継承することとした上で、国立教育政策研究所が作成する学習評価の参考資料において、その取扱いの考え方を示すことが適当である。なお、評定をどのように用いるのかについては、通知表における扱いについては各学校において、また、入学選抜における扱いについては選抜を行う

²⁶⁾ 平成22年5月11日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」では、「（観点別学習状況）において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める」とされている。

大学や高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な在り方を検討することが求められる²⁷。

(8) 学習評価の高等学校入学選抜・大学入学選抜での利用について

答申では、「評価にあたっての留意点等」として「次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学選抜、大学入学選抜の質的改善が図られるよううにすることがある」としている。

○ 学校教育法施行規則第90条第1項においては「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」と規定されており、同規定に基づき、高等学校入学選抜においては、中学校において指導要録の記載に基づいて作成される調査書及び学力検査の成績等の資料が利用されている。

○ 平成30年度公立高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査によると、調査書の利用の比重は選抜方法によって異なるが、推薦入試における学力把握の重要な資料となっているほか、一般入試においても学力検査と同程度の比重で位置付けられるなど、入学選抜に大きな影響を与えている。

○ 高等学校入学選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用することについては、主に以下のメリットがあると考えられる。

- ・ 学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができること。
- ・ 学力検査当日の一時点での成績だけでなく、中学校の一定期間における学習評価を踏まえることで、当該生徒の学力をより正確・公平に把握することができること。
- ・ 学力検査では把握することが難しい観点も含め、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点をバランスよく把握することができること。

○ 一方、地域によっては、以下のような課題も指摘されている。

²⁷ 調査書等に従来の総合的な評定だけでなく、観点別学習状況の評価を記載することにより、例えば、大学入学選抜において、大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、特に「思考・判断・表現」を重視して、この観点に傾斜をつけた評定を算出することなども可能となる。

・ 中学校の通常の授業で行われる日常的な評価が、厳格な公平性が求められる入学選抜に利用されるため、教師が評価材料の収集や記録、保護者への説明責任を果たすことに労力を費やす一方で、学習評価を児童生徒の学習改善や教師の指導の改善につなげていくという点がおおそかになっている場合もある。

・ 例えば、中学校の途中で成績が不振であった生徒が学習改善に取り組んだ場合でも、それまでの成績が入学選抜において考慮される場合、成績不振だった期間が調査書に影響し、高等学校入学選抜時の学力が十分に評価されることが難しい仕組み²⁸となっている場合もある。

・ 中学生が、入学時から常に「内申点をいかに上げるか」を意識した学校生活を送らざるを得なくなっている状況もあり、例えば、授業中の話し方や生徒会で意見を述べるときに教師の意向を踏まえたり、本意でないまま授業中に挙手したり、生徒会の役員に立候補したりするなど、自由な議論や行動の抑制につながっている場合もある。

○ 中学校における学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、高等学校入学選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学選抜において調査書が大きな比重を占めていることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えていると考えられる。

○ 高等学校及びその設置者においては、このような現状も踏まえ、以下の観点から入学選抜について改善を図っていく必要がある。

- ・ 高等学校入学選抜については、答申において「中学校における学びの成果を高等学校につなぐもの」との認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育んでいく新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ることが求められている。新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学選抜の質的改善を図るため、改めて入学選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要である。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討することが必

²⁸ 平成30年に文部科学省が随取した結果によれば、高等学校入学選抜に係る調査書において、中学校3学年にわたる評定を記入（比重が均等でない場合を含む）することとしている都道府県は41件であり、全体の87%を占めている。

要である。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図っていくことが必要である。

・ 入学者選抜の改善に当たっては、新しい学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、働き方改革の観点からは、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかっていたり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、高等学校入学選抜のために必要な情報の整理や市町村教育委員会及び中学校等の情報共有・連携を図ることが重要である。

○ また、大学の入学選抜においても、今後の議論を通じて、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう、調査書を適切に活用することが必要である。その際、指導要領の簡素化の議論を踏まえ、指導要領を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、大学入学選抜で必要となる情報を整理した上で、検討していくことが求められる。

(9) 外部試験や検定等の学習評価への利用について

○ 学習評価を進めていく上では、通常の授業で教師が自ら行う評価だけでなく、全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験等、その他外部試験等の結果についても、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補充したり、必要に応じて修正したりしていくことは重要である。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることがもとより、児童生徒が受検した検定試験の結果等から、児童生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることが考えられる。

その際、学習評価は学習指導要領に規定する目標及び内容に照らして、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点から行われるものであることに十分留意する。すなわち、各種の試験や検定等については、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなかったり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなかったりすることもあることから、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要であり、外部試験等の結果は、教師が学習評価を行う際の補充材料であることに十分留意すべきである。

○ なお、例えば、地域のスポーツクラブにおける活動や各種の習い事、趣味に関する活動等、児童生徒が学校外で行う多様な活動については、必ずしも教師が把握することが求められるものではなく、在籍する学校における評価の対象になるものではない。そのため、こうした事項については、同じ資格等であっても、学校によって指導要領や調査書への記載の有無が異なる等の指摘もある。生徒が在籍する学校から提出される調査書は、あくまでも学校における活動の記録であることに留意することなく、生徒一人一人の多面的・多角的な姿を考慮するよう、本人からの提出書類²⁹、申告等を通じて確認するなどの工夫が求められる。

4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

答申では、「学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい」としている。また「教員が学習評価の質を高めることができる環境づくり」の観点からの研修の充実等、学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備として、教員の養成や研修を通じた教員の資質・能力の向上、指導体制の整備・充実等を求めている。

(1) 国立教育政策研究所に求められる取組について

○ 国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（以下「参考資料」という。）について、以下のような視点で改善を図る。

- ・ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標及び内容及び内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、評価規準の作成に関わっては、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、各教科等の特質に応じた、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする。
- ・ 参考資料に示す評価方法については、例えば観測別学習状況の評価を判

²⁹ 「平成33年度大学入学選抜実施要項の見直しに係る予告」では、志願者本人の記載する資料等において、大学は「活動報告書」等の積極的な活用を努めることとしており、その内容には「学校内外で意欲的に取り組んだ活動」等が把握できる様式イメージを例示している。

晰した参考例を適切に示すなど各学校における学習評価の信頼性及び受当性の向上を促すことが重要である。その際、参考資料に示す事例を参考にしつつも各学校において創意工夫ある学習指導や学習評価が行われるよう、その柔軟性に配慮した取扱いや周知を考えることも併せて重要である。

・ 現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとと整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を超えた長期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を越えた長期的な視点に立った評価事例を掲載することも検討する。

・ 学習評価については、学校全体で組織として学習評価やその結果を受けた学習指導の工夫改善の取組を促すとともに、教育課程や校内体制の改善などを促すカリキュラム・マネジメントも併せて重要であり、このような点に配慮した参考資料の示し方も検討する。

(2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について

○ 各教育委員会等においては、本報告や今後、国が示す学習評価及び指導要領の改善の通知等を踏まえつつ、教員研修や各種参考資料の作成に努めることが求められる。

○ 各学校においては、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ることや、教務主任や研究主任を中心に学年会や教科等部会等の校内組織を活用するなどして、組織的かつ計画的な取組に努めることが求められる。

○ また、学校の実態に応じ、効果的・効率的に評価を行っていく観点から、デジタル教科書やタブレット、コンピュータ、録音・録画機器等のEdtechを適切に活用することで、例えば、グループに分かれたディスカッションでの発言や共同作業におけるグループへの貢献、単元を通じた理解状況の推移など、教師一人で見取ることが困難な児童生徒の様々な活動や状況を記録したり、共有したりしていくことも重要である。その際、教師にとって使い勝手の良いデジタル機器やソフトウェア等の導入を進めることは、評価の質を高める観点から有効である。各地方公共団体や教育委員会等においては、現場のニーズを十分に反映できるような発注の仕方を考え

ていくとともに、それらの前提となるICT環境の整備を進めていくことが求められる。また、民間事業者においても、学校や教師のニーズを十分に踏まえた技術の開発が期待される。³⁰

○ また、教員養成課程においては、新しい学習指導要領下での学習評価が円滑に実施されるよう、学習評価を位置付けたカリキュラムや各教科指導における学習評価に関する指導の充実などが必要である。

(3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について

答申では、「社会に開かれた教育課程」を目指す学習指導要領の理念の共有に向け、あらゆる媒体を通じて、新学習指導要領等の内容を社会全体に広く周知することを求めている。

○ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す観点からは、国において、今回の学習評価の意義やその改善の趣旨について、パンフレットの作成などを通じて学校の教職員や保護者はもとより広く一般に周知をしていくことも重要である。

○ 冒頭に述べたとおり、学習評価の改善は、教育課程の改善並びにそれに基づく授業改善の一連のサイクルに適切に位置付くことが重要であり、周知に当たっては、そうした点に十分に配慮することが求められる。

³⁰ なお、第6回の本ワーキンググループにおいて、タブレット等を活用して、児童一人一人の学習の履歴を踏まえた指導や評価を可能にする仕組みについて、奈良教育大学及び富士通株式会社による発表が行われた。

NITSの オンライン研修「校内研修シリーズ」

教職員支援機構では、教職員のみならず、多様な研修機会を提供することを目的として、インターネット上の動画配信サイト「YouTube」を利用して、20分の講義動画を配信しています。

動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。

校内研修を60分と想定し、20分で学べる講義動画としてまいりますので、校内研修の最初に視聴していただき、次のような流れで活用いただくことも可能です。



まずは、講義動画を
ウェブサイトでチェック

校内研修シリーズ

検査

- | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------------------|--|---|---|--|---------------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| <p>学校組織とインストラクショナルデザイン (学校内外)の分析
佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>学校組織とインストラクショナルデザイン (学校内外)の分析
佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>チーム学校の実践を目指して
大野 隆 氏</p> | <p>若い世代と距離を置いて
朝野 浩二 氏</p> | <p>道徳教育
三浦 浩二 氏</p> | <p>学校のビジョンと戦略
十倉 博 氏</p> | <p>キャリア教育
藤本 孝太郎 氏</p> | <p>6つの対岸のオアシス (6つの対岸)
文部科学省 教育課程部 教育課程課長 新井 浩二 氏</p> | <p>学習指導要領
文部科学省 教科書検定部 部長 堀田 正樹 氏</p> | <p>教育とテクノロジー
文部科学省 教育課程部 教育課程課長 新井 浩二 氏</p> | <p>教育と法 (生徒指導)
明徳大学 教授 山口 泰行 氏</p> | <p>チーム学校の実践を目指して
大野 隆 氏</p> |

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| <p>自立活動
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>学校評価
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> | <p>特別支援教育
文部科学省 特別支援教育課長 佐藤 孝太郎 氏</p> |

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んで、アクセス！

校内研修
シリーズ
QRコード

新学習
指導要領
QRコード

独立行政法人教職員支援機構 次世代教員養成センター 調査企画課 広報課
〒101-0047 東京都千代田区神田1丁目2番10号 羽衣ビル5層
電話：03-6811-0755 メール：t-online@ml.nits.go.jp



独立行政法人教職員支援機構

13 **生徒指導**
関西外国語大学 教授 新井 隆

14 **自殺予防**
関西外国語大学 教授 新井 隆

15 **教育ITに関するマナーとマシンの利用**
香川大学 教授 藤原 隆夫

31 **英語の活用**
香川大学 教授 藤原 隆夫

32 **学校安全(総論)**
香川大学 教授 藤原 隆夫

33 **研究の企画・企画・評価**
香川大学 教授 藤原 隆夫

16 **人材育成とコーチング**
神戸外国語大学 専門教授 藤原 隆夫

17 **特別支援教育の実践**
神戸外国語大学 専門教授 藤原 隆夫

18 **統合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント**
神戸外国語大学 教授 藤原 隆夫

34 **新学習指導要領を具現化した教材の開発**
神戸外国語大学 専門教授 藤原 隆夫

35 **言語活動**
神戸外国語大学 専門教授 藤原 隆夫

36 **外国人児童生徒等に対する日本語指導**
神戸外国語大学 専門教授 藤原 隆夫

19 **子供読書プロジェクト**
大阪府立大学 教授 藤原 隆夫

20 **特別支援教育総論**
新潟大学 教授 藤原 隆夫

21 **カリキュラム・マネジメントとは**
新潟大学 教授 藤原 隆夫

37 **学校教育の情報化**
新潟大学 教授 藤原 隆夫

38 **体力向上マナーメント**
新潟大学 教授 藤原 隆夫

39 **教育と法**
新潟大学 教授 藤原 隆夫

22 **生活安全**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

23 **道徳の授業実践**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

24 **道徳の授業実践**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

40 **教育とAI**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

41 **キャリア教育の実践**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

42 **消費者教育**
大阪教育大学 教授 藤田 大純

25 **「主体的・対話的で深い学び」の実現**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

26 **災害安全**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

27 **保健教育の基礎**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

43 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

44 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

45 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

28 **幼児教育**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

29 **幼児教育**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

30 **人権教育**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

1 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

2 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

3 **新学習指導要領改訂のポイント**
岡山県立大学 教授 藤村 孝

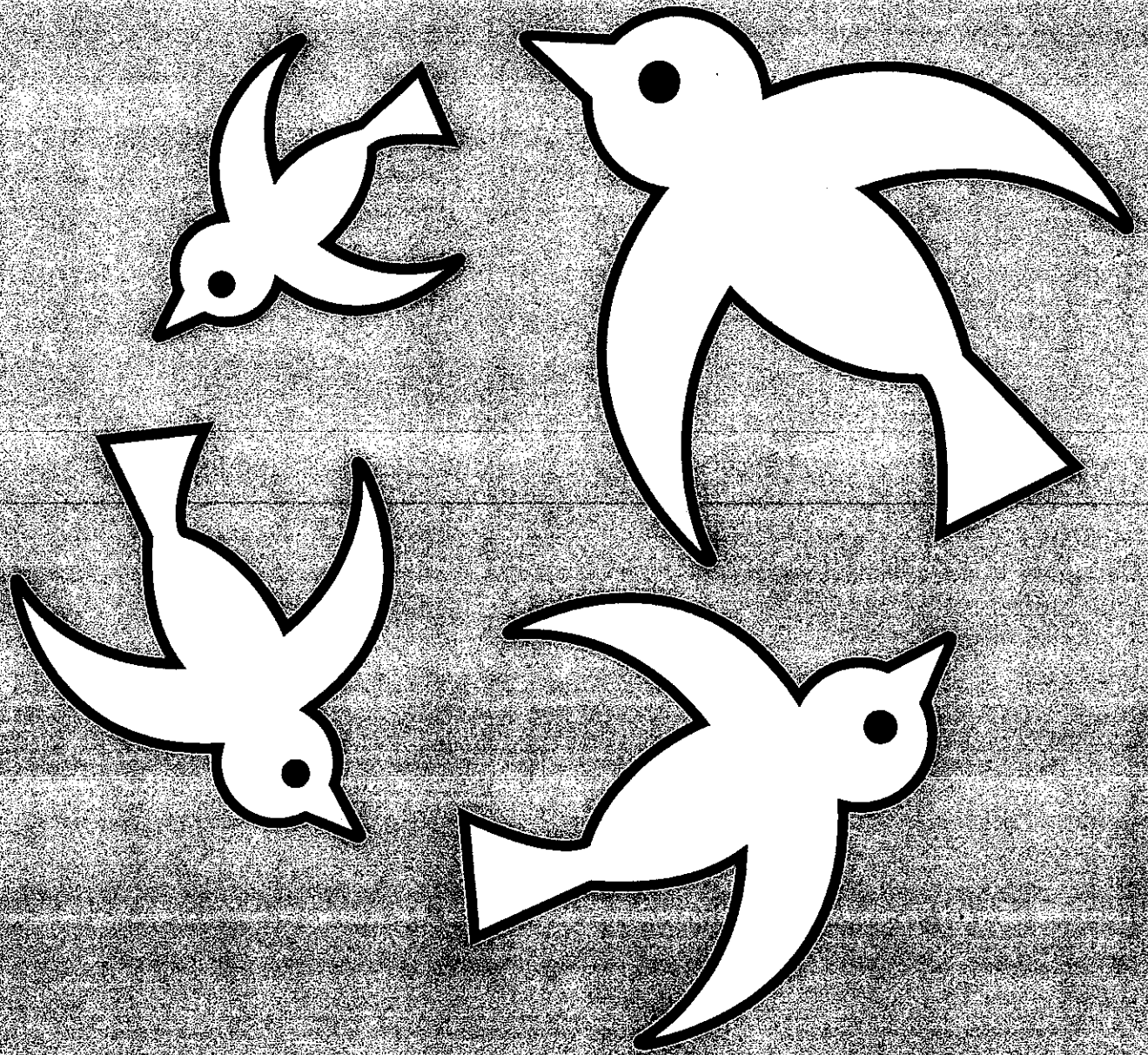
新学習指導要領編

校内研修シリーズ「新学習指導要領編」では、小学校等の新学習指導要領改訂のポイントを説明しています。

まずは、購買動画をウェブサイトでチェック

校内研修 新学習指導要領 検案

※送付するポスターはA2サイズです。



生きる力 学びのその先へ

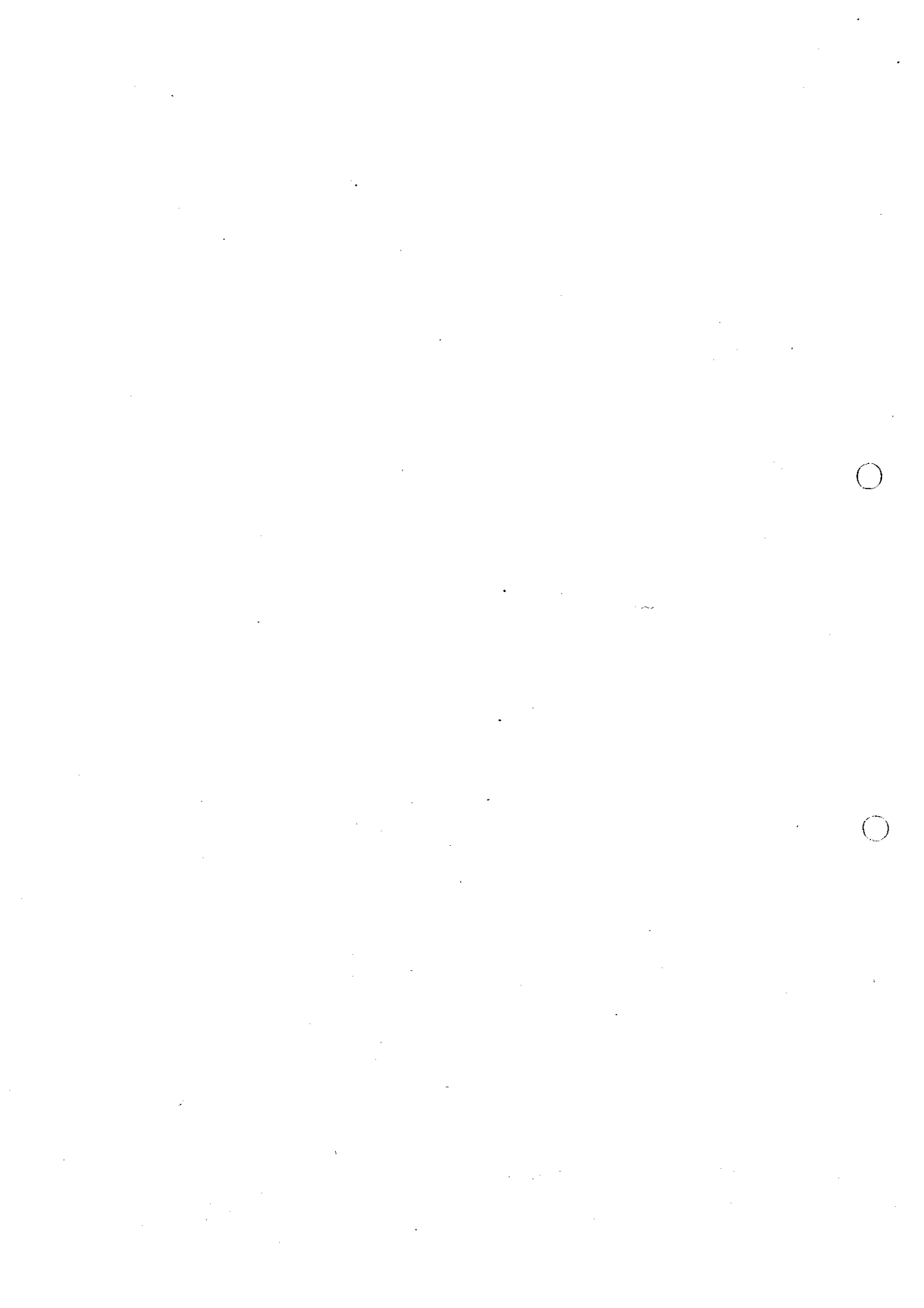
学校で学ぶことが、明日、そして将来につながるように、子供の学びが進化します。新しい学習指導要領「スタート」。これは、2020年度（小学校）2021年度（高等学校）2022年度（大学）から、2013年度に新しい幼稚園教育要領がスタートし、特別支援学校から、2014年度から高等学校が新しい学習指導要領で実施される。

子供の未来を支える皆さまと共有したい
新しい学習指導要領



文部科学省



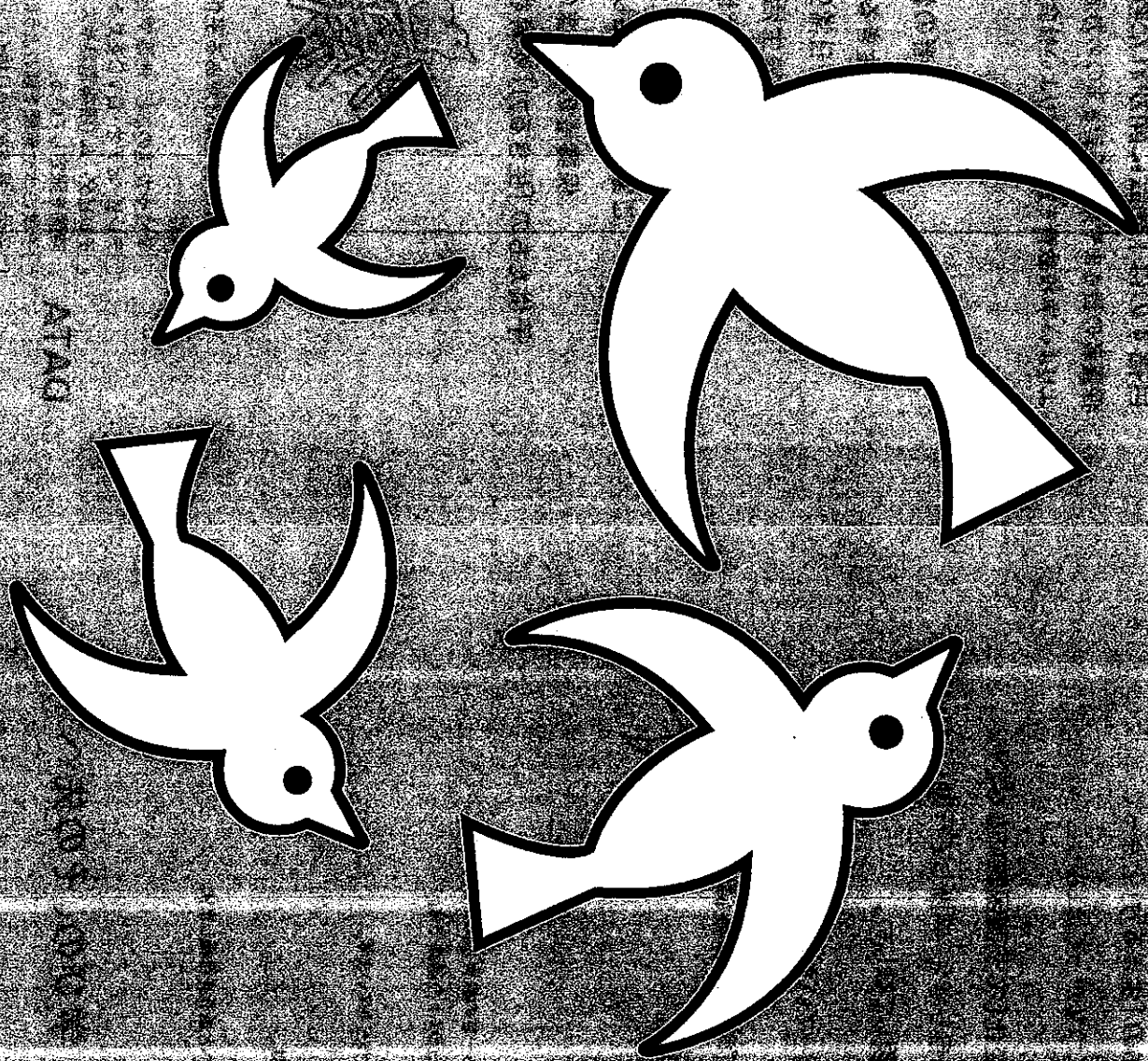


子供の未来を支える皆さまと共有したい

新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



学校で学んだことが、明日、そして未来につながるように、
子供の学びが進化します。新しい学習指導要領、スタート。

小学校：2020年度～中学校：2021年度～高等学校：2022年度～

この冊子は、令和3年10月1日現在、文部科学省のホームページに掲載されている資料に基づいて作成されています。



学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、
明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていききたい。

2020年度から始まる新しい「**学習指導要領**」には、

そうした願いが込められています。



「**学習指導要領**」とは、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、

文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。

およそ10年に一度、改訂しています。

子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

これまで大切にされてきた、

子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、

これからも変わることはありません。

一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

生きる力 学びの、その先へ

新しい「**学習指導要領**」の内容を、多くの方々と共有しながら、
子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

目指すのは「社会に開かれた教育課程」の実現

保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えをいただきながら、
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成してまいります。

保護者の皆さまへ

子供たちの「生きる力」を育むには、

学校での学びを日常生活で活用したり、

ご家庭での経験を学校生活に生かしたりすることが、

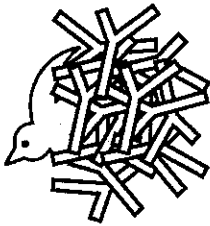
とても大切です。

お子さんが学校で学んだことについて、

ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、

子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。



保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向があります。
例えば、……

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。

□子供に本や新聞を読むようにすすめている。

□子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。

□自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。

□地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。

（び）年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な調査分析に関する調査研究

DATA

「生きる力」を育むために

子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び

(アクティブ・ラーニング)

一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業に

見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に

の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

学んだことを人生や社会に生かそうとする

学びに向かう力、人間性など

未知の状況にも対応できる



実際の社会や生活で生きて働く

知識及び技能
思考力、判断力、表現力など

カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

学校教育の効果を常に検証して改善する

教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる

地域と連携し、よりよい学校教育を目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、**三つの力をバランスよく育みます。**

新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

プログラミング教育

コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。

外国語教育

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

道徳教育

自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

言語能力の育成

国語を基として全ての教科等で子供たちの国語の力を育みます。

理数教育

観察、実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

伝統や文化に関する教育

祖が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

主権者教育

社会の中で自立し、他者と連携、協働して社会に参画する力を育みます。

消費者教育

自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習します。

子供たちが学ぶ教科等とは？

本学が新設・変更部分です。

その他の教科等についても、育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。

幼児期の教育

遊びや生活の中で生きる力の基礎を培います。

小学校

- ・国語 (3~6年)
- ・社会 (3~6年)
- ・算数 (3~6年)
- ・理科 (3~6年)
- ・生活 (1,2年)
- ・音楽 (3~6年)
- ・図画工作 (3~6年)
- ・家庭 (5,6年)
- ・体育 (3~6年)
- ・外国語 (5,6年)

中学校

- ・国語
- ・社会
- ・数学
- ・理科
- ・音楽
- ・美術
- ・保健体育
- ・総合的な学習の時間
- ・外国語
- ・特別活動

高等学校

- 各学科に共通する各教科等
- ・国語
- ・地理歴史
- ・公民
- ・数学
- ・理科
- ・保健体育
- ・芸術
- ・総合的な学習の時間
- ・外国語
- ・家庭
- ・情報
- ・音楽
- ・工業
- ・商業
- ・農業
- ・看護
- ・福祉
- ・体育

主として専門学科において開設される各教科

- ・音楽
- ・看護
- ・情報
- ・美術
- ・英語
- ・工業
- ・商業
- ・農業
- ・福祉
- ・体育
- ・家庭



特別支援学校 小学校

特別支援学校 中学校

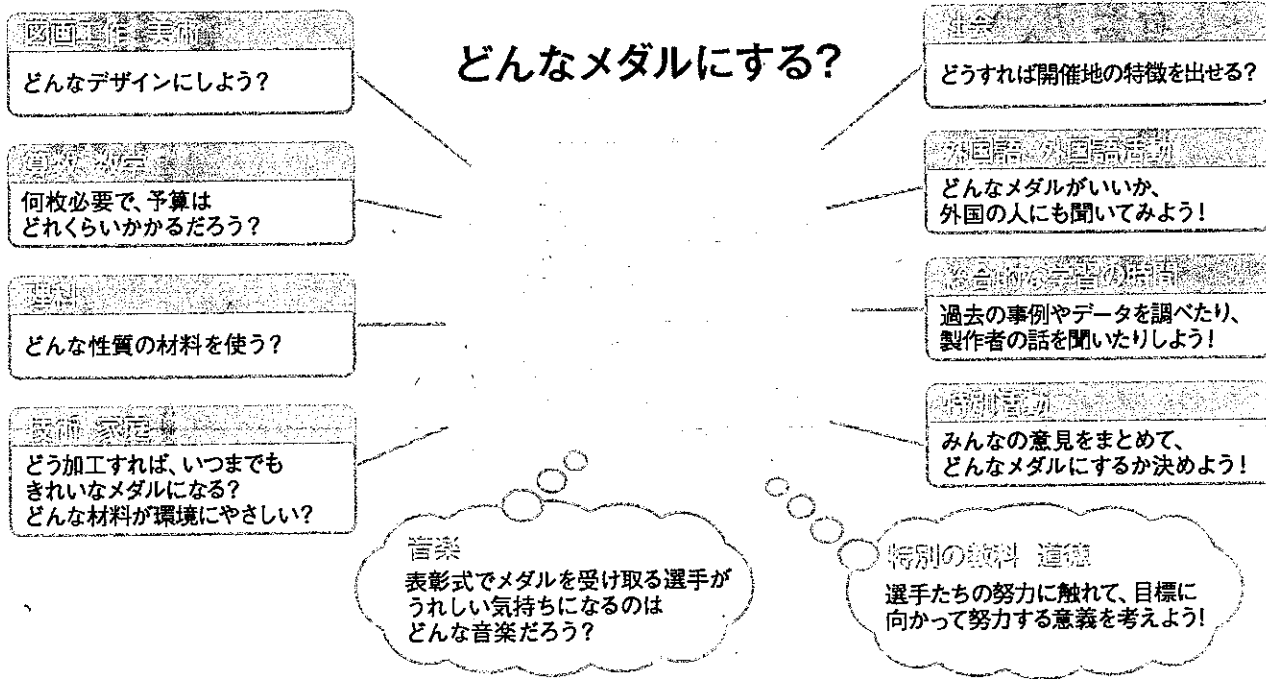
特別支援学校 高等学校

特別支援学校 高等部

特別支援教育 幼児期から高等学校段階まで、全ての学校で障害に合わせた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

オリンピック・パラリンピックのメダルをつくるなら

新しい学習指導要領では、社会に出てからも学んだことを生かせるような学校教育を目指します。
各教科等を通じて得た力は、将来どのように生かされるのでしょうか？
「オリンピック・パラリンピックのメダルづくり」というテーマで例を示してみました。



国語 このような話し合いや説明資料の作成にも、国語を要とする全ての教科等の学び（言語活動）が生かされています。

実際のオリンピック・パラリンピックのメダルにも、各教科等を通じて得た力が生かされています。

2012年

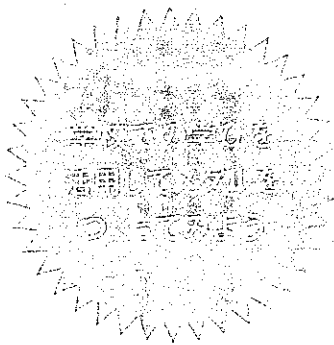
ロンドン（英国）開催
ロンドンを流れるテムズ川をモチーフにした曲線を施したメダル

1998年

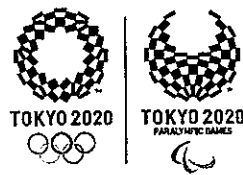
長野（日本）開催
日本の伝統技術や文化を生かした漆、蒔絵、七宝のメダル

2016年

リオデジャネイロ（ブラジル）開催
視覚障害者に配慮し金銀銅で異なる音の鳴るメダル（パラリンピック）



東京2020オリンピック・パラリンピックでは、使用済み携帯電話など小型家電から抽出したリサイクル金属で製作する予定です。



日本国政府



くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！
URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01

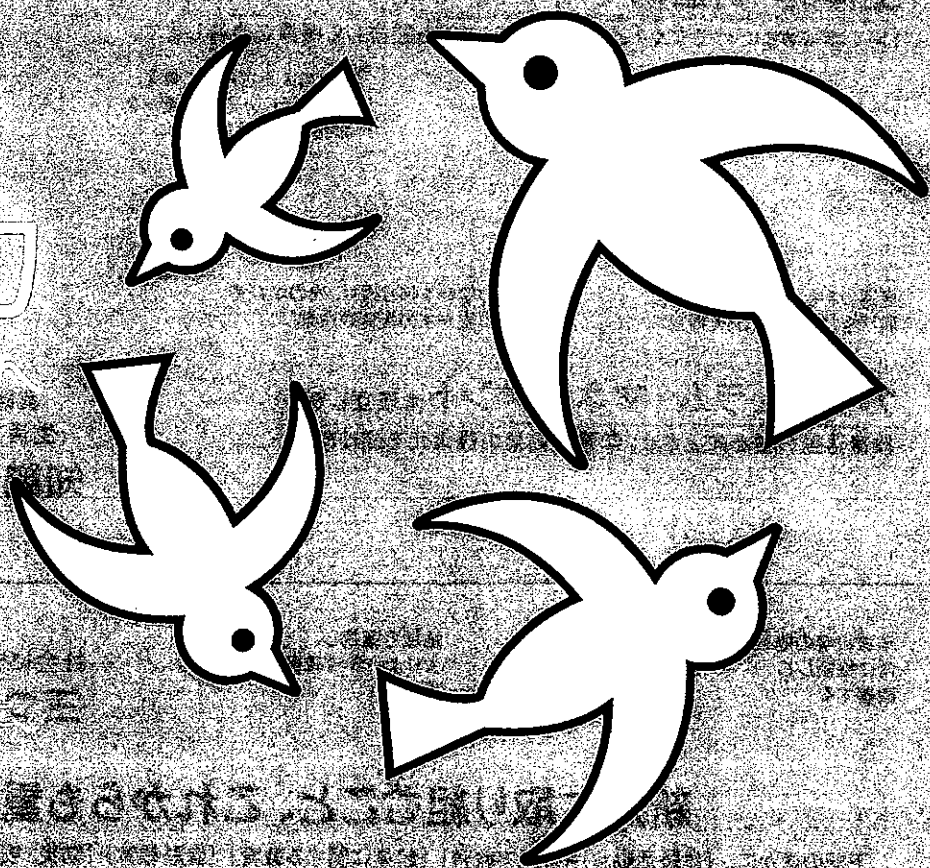


文部科学省

初等中等教育局教育課程課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111（代表）

生きる力

学びの先へ



改訂に込められた願い

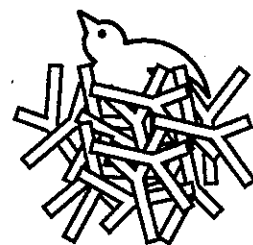
これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

新しい「^{がくしゅうし どうようりょう}学習指導要領」には、そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは？

全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に一度改訂され、これを基に子供たちの教科書や時間割が作られます。

中学校で学ぶ教科等は？

太字が新設・変更部分です。他の教科等についても、育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。
※2018年度から一部先行実施しています

- | | | |
|-----|--------|-------------------|
| ・国語 | ・美術 | ・ 特別の教科 道徳 |
| ・社会 | ・保健体育 | ・総合的な学習の時間 |
| ・数学 | ・技術・家庭 | ・特別活動 |
| ・理科 | ・外国語 | |
| ・音楽 | | |

くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01



文部科学省

初等中等教育局教育課程課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111 (代表)

「生きる力」を育むために

子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、
「わかった!」「おもしろい!」
と思える授業に

周りの人たちと共に考え、
学び、新しい発見や豊かな
発想が生まれる授業に

学んだことを人生や
社会に生かそうとする

学びに向かう力、
人間性など



見通しをもって、粘り強く
取り組む力が身に付く授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや
生活に生かす力を育む授業に

カリキュラム・マネジメントを確立して
教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

実際の社会や
生活で生きて働く
知識及び技能 未知の状況にも
対応できる
**思考力、判断力、
表現力**など

学校教育の効果を
常に検証して
改善する

教師が連携し、
複数の教科等の
連携を図りながら
授業をつくる

地域と連携し、
よりよい学校教育を
目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、
三つの力をバランスよく育みます。

新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

プログラミング教育

プログラムによって問題を
解決する活動を通して、
生活や社会における課題を
解決する力を育みます。

外国語教育

「聞くこと」「読むこと」
「話すこと」「書くこと」の
力を総合的に育みます。

道徳教育

自分ごととして
「考え、議論する」
授業などを通じて
道徳性を育みます。

言語能力の育成

国語を要として
全ての教科等で
子供たちの言葉の
力を育みます。

理数教育

観察、実験などによる科学的に
探究する学習活動や、データを
分析し、課題を解決するための
統計教育を充実します。

伝統や文化に関する教育

我が国や郷土が
育んできた日本の
伝統や文化を学びます。

主権者教育

社会の中で自立し、
他者と連携・協働して
社会に参画する
力を育みます。

消費者教育

自立した消費者を育むため、
売買契約の仕組みや消費者の
基本的な権利と責任などに
ついて学習します。

特別支援教育

全ての学校で障害に
応じた指導を行い、
一人一人の能力や
可能性を最大限に
伸ばします。

「特別の教科 道徳」では、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。
特定の考え方を押し付けたり、評価を入試で使ったりしません。

お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、
子供たちの「生きる力」を育む
大きな原動力になります。
保護者の働きかけがある
子供の学力は高いという
傾向があります。

例えば…

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。

（平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な調査研究に関する調査研究）

(別添3)

新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の不備について

担当課名	E-mailアドレス	電話番号	担当者名
〇〇県教育委員会義務教育課		0x-xxxx-xxxx	文科 太郎

(例)

不備があった学校名	郵便番号	住所	電話番号	担当者名	H31年度 児童生徒数	不備の内容
〇〇市立〇〇小学校	123-4567	〇〇県〇〇市〇〇	0x-xxxx-xxxx	文科 花子	600	4月10日時点で準備資料が到着していない。

(例)

※ 行が不足する場合は、追加してください。
※ 送付した資料の不足については、原則、ウェブサイト掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどして御対応いただくようお願いいたします。
本様式には、100部単位での不足など各学校において対応できない程度の不備についてののみ御記入ください。

「学習指導要領ウェブサイト」用バナーの入手方法等について

1. 入手方法

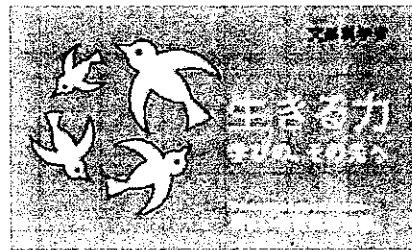
- (1) 文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」内の「平成 29・30 年改訂 学習指導要領 周知・広報ツール」ページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1413516.htm) にアクセスしてください（「学習指導要領ウェブサイト」トップページにもリンクがあります。）。
- (2) 「平成 29・30 年改訂 学習指導要領 周知・広報ツール」ページの下部に、以下の 4 種類のサイズのリンク用バナーが掲載されています。使用したいサイズのバナー画像を入手してください。「右クリック」→「名前を付けて画像を保存」により保存できます（ブラウザによって操作が異なる場合があります。）。



200×40 ピクセル (JPG形式)



234×60 ピクセル (JPG形式)



320×190 ピクセル (JPG形式)



468×60 ピクセル (JPG形式)

- ※ 上記バナーはイメージです。実際のサイズは異なります。
- ※ サイズは自由に変更いただいて結構です。ただし、縦横比は固定としてください。
- ※ この画像を文部科学省学習指導要領ウェブページへのリンク以外の用途に使用することはできません。

2. リンク先URL

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(「学習指導要領ウェブサイト」トップページ)

- ※ バナー画像とリンク先は必ず一致させてください。

3. 留意点

リンクするに当たって事前の連絡は不要です。ただし、リンク元のページ内容が次のものであることが判明した場合には、リンクの削除をお願いすることがありますので、御了承ください。

- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 犯罪行為に結びつくもの
- ・ 第三者等の著作権を侵害するもの
- ・ 第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
- ・ その他、法律に反するもの
- ・ 第三者等を誹謗中傷するもの
- ・ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
- ・ その他、文部科学省が不相当とするもの

